

第七十五回国会 農林水産委員会 議 録 第二十二号

昭和五十年五月二十八日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 澁谷 直藏君

理事 今井 勇君

理事 中川 一郎君

理事 渡辺美智雄君

理事 芳賀 貢君

理事 愛野興一郎君

片岡 清一君

島田 安夫君

角屋堅次郎君

島田 琢郎君

野坂 浩賢君

美濃 政市君

瀬野栄次郎君

出席國務大臣

農林 大臣

出席政府委員

厚生省環境衛生局長

農林省畜産局長

農林水産技術会議事務局局長

食糧庁長官

水産庁次長事務代理

委員外の出席者

文部省大学局技

術教育課長

厚生省環境衛生局長

厚生省衛生課長

厚生省業務局長

物製課長

農林省畜産局流

通飼料課長

農林省畜産局衛

生課長

理事 坂村 吉正君

理事 藤本 幸雄君

理事 井上 泉君

理事 津川 武一君

伊東 正義君

熊谷 義雄君

中尾 栄一君

柴田 健治君

竹内 猛君

馬場 昇君

米内山義一郎君

稻富 稜人君

安倍晋太郎君

石丸 隆治君

澤邊 守君

小山 義夫君

三善 信二君

兵藤 節郎君

龍澤 博三君

岡部 祥治君

近 寅彦君

金田 辰夫君

山本 格也君

農林水産技術会
議事務局研究総
務官 鈴木 章生君

通商産業省基礎
産業局アルコ
ル事業部業務課
長 飯田 善彦君

農林水産委員会
調査室長 尾崎 毅君

農林省畜産局衛
生課長 山本 格也君

農林省畜産局流
通飼料課長 金田 辰夫君

物製課長 近 寅彦君

厚生省業務局長 岡部 祥治君

厚生省環境衛生局長 澤邊 守君

農林省畜産局長 柴田 健治君

角屋堅次郎君 竹内 猛君

島田 琢郎君 馬場 昇君

野坂 浩賢君 米内山義一郎君

美濃 政市君 稻富 稜人君

瀬野栄次郎君 安倍晋太郎君

出席國務大臣 農林 大臣

出席政府委員 厚生省環境衛生局長

農林省畜産局長 農林水産技術会

議事務局局長 食糧庁長官

水産庁次長事務代理

委員外の出席者

文部省大学局技

術教育課長

厚生省環境衛生局長

厚生省衛生課長

厚生省業務局長

物製課長

農林省畜産局流

通飼料課長

農林省畜産局衛

生課長

農林省畜産局流

通飼料課長

農林省畜産局衛

生課長

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

参考人出席要求に関する件

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

五月二十八日

理事渡辺美智雄君同日理事辞任につき、その補欠として今井勇君が理事に当選した。

○澁谷委員長 これより会議を開きます。

この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事渡辺美智雄君より、理事を辞任したいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの渡辺美智雄君の理事辞任に伴う、その補欠選任につきましては、先例により委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

農林水産技術会

議事務局研究総

務官 鈴木 章生君

通商産業省基礎

産業局アルコ

ル事業部業務課

長 飯田 善彦君

農林水産委員会

調査室長 尾崎 毅君

今井勇君を理事に指名いたします。(拍手)

○澁谷委員長 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、本案について参考人の出席を求め、その意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。

なお、参考人の人選、出席日時及びその手続等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○澁谷委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲富稜人君。

○稲富委員 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

とすることが趣旨である、と、こういうふうに私は理解しております。

○稲富委員 人の健康に重点を置くということとを主体に考えを持っていくといえますと、厚生省としての責任もまた非常に重大になると思うわけでございしますが、これについて厚生省としてはどういうような考え方を持っておられるか、この点をまずお尋ねしたいと思ひます。

○岡部説明員 御指摘のように、厚生省としては食品衛生に関する担当をいたしておるのでございしますが、人の食用に供せられる畜産物等の生産物というものは、これは当然食品となるものでございまして、これが食品衛生法の適用を受けることは申すまでもございせん。したがって、この畜産物等の生産の段階におきまして飼料あるいは飼料添加物等を規制いたしまして健全な食品を生産するというこの改正法案でございまして、私どももいたしましては、この食品衛生の確保というところから大変結構なことと存じております。

○稲富委員 厚生省にさらにお尋ねしたいと思ひますが、食品衛生法の第一条におきまして、「この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする」ということを書いてあります。ところが、今日まで厚生省が、国民衛生の立場から果たして積極的に冒頭からこの阻止に取り組んできたかというところを見ると、その点不十分であった点が非常にあるんじゃないかと私は考えます。

今回の法案の二十二条を見ますと、「厚生大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、農林大臣に対し、第二条第三項の指定、第二条の二第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二条の六の規定による禁止若しくは第二条の七の規定による命令に関し意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をす

る」という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜に主体を置くのか、それとも家畜を通じて生ずる人の健康を損なうおそれがあるということとを主体とするのか、そのいずれに重点を置いて改正しようとするのか、その点の基本的な考え方を承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 どちら側に主体を置くのかという問題でございますが、何としても人間の健康保持といえますが、安全性というものに主体を置き、あわせて家畜の安全性を図っていく、確保する

という趣旨でございまして、この法律は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の質問に当たりまして、まず、農林大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

べきことを要請することができる。」ということ
で表現されてゐるのでございますが、この点、い
ま申しました食品衛生法の第一条の「目的」から
見まして、防止するということの意味から申し上げ
ますと二十二条は非常に弱いのではないかとと思
うのでございます。

私は、この問題に対して、かつて食品衛生課
に、たとえば生乳の問題でいろいろ尋ねたことが
ある。生乳を市場に出しているが、乳の消費を非
常にふやすためには、牛乳の入っていないコー
ヒー牛乳なんかを禁止する必要があるんじゃない
かと、あるいはオレンジジュースと称して今日
ちまたにははんらんしているものが、オレンジが
入っていない、砂糖水に化学染料で色をつけたも
のが市場に販売されているが、こういうことに對
して厚生省はどう考えておるか伺つたところ
が、その当時厚生省の食品衛生課としての答弁
は、そういうものがちまたにははんらんしておつ
ても、それが人間の体に害を与えたときに初めて取
り締まる対象になるのであつて、これが人間の体
に危害を与えないときには取り締まる対象にはな
らないんだ、牛乳が入つておろうと入つておるま
いと、あるいはオレンジジュースにミカンの果汁
が入つておろうと入つておるまいとそれは聞知し
ないことであつて、そういう名称の清涼飲料水と
して扱つておるにすぎないのだ、と、こういうよ
うな答弁を受けたことがあります。

それで、その間厚生省としては、いま言うよう
に食品衛生法ではつきりと防止策をやらなくては
できないということを決めておりながら、人間の
体に危害を与えるまでは人間を試験管にしておい
て、そして危害を与えられた上でこれに對する
取り締まり方策をやるといふのが従来の食品衛生
法の実施に当たつての厚生省の態度ではなかつた
か。こういうことを想起するときに、二十二条の
この規定というものは、これが人体に影響すると
するならば厚生省が非常に責任を持つてこれに當
たらなくちゃできないにもかかわらず、農林大臣
の方にこれをゆだねてしまふ。責任を転嫁してし

まう。こういうようなことではないのであるか。飼
料の最初の製造から厚生省がもっと積極的に取り
組んで、そして不安のないような飼料をつくるこ
とに厚生省として取り組むべき大きな使命がある
んじゃないかと私は考えるわけでございしますが、
この点厚生省としての考え方を承りたいと思ひの
でございします。

○岡部説明員 御指摘のように、食品衛生法は飲
食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
を目的としたしておるわけでございまして、ただ
いま御指摘になりましたような事例につきまして
も、たとえば四条でございしますと、七条でござ
いしますと、それぞれの規定がございまして、清
涼飲料水につきましては、衛生上の危害の発生を
防止するために規格基準を定めておるところで
ございします。

したがいまして、先ほど申し上げましたように
畜産物というものが人の食用となる場合におきま
して、これが健全な食品であるということとは当然
でございまして、このために、その飼料だとか飼
料添加物から由来する有害な畜産物を生産するこ
とを防止しようというものがこの改正法案でござ
いまして、これに對しまして規格基準等を農林大臣
が定める場合におきまして、当然、この食品衛
生の見地を十分踏まえられまして規格基準を定め
ることになっておるわけでございします。さらに私
どもといたしまして、これらの規格基準等の設定
につきまして、食品衛生上問題があると思はれる
ような場合には意見を申し上げるという規定で
ございします。これをもつて食品衛生の万全を期し
たいと考えておる次第でございします。

○稻富委員 この問題につきましては、飼料の製
造の過程においても食品衛生法の精神を十分く
んで、そして農林大臣に協力をすると、この体
制を強力に進めることが必要じゃないかと考えま
すので、この点について今後の厚生省としての心
構えを特に承つておきたいと思つたわけでござ
いますので、そのつもりでその点をよろしくお願
いしたいと思ひのであります。

さらにお尋ねしたいことは、この添加物の
問題につきましては、飼料の中に薬法による薬
品を使う場合が非常に多いことはすでに御承知で
あると思ひのであります。この薬品の使用につ
きましても、御承知のとおり、薬法の八十三条に
よりまして、「医薬品、医薬部外品又は医療用具
であつて、もつばら動物のために使用されること
が目的とされてゐるもの」に關しては、この法律中
「厚生大臣」とあるのは「農林大臣」と、「厚生
省令」とあるのは「農林省令」と読み替へるもの
とする。」となつてゐる。この点からいへば、
も、いま私が言つたように、厚生省が非常に責任
を持つて人体に危害を及ぼさないようにしなけれ
ばならぬのだが、飼料をつくる場合に医薬品をこ
れに使用しようという場合には、いまの食品衛生
法に對して責任を持たれるように、薬法に對し
ても厚生省としていづいぶん考えなければいけ
ないと思ひのであります。ただこれを「厚生大臣」を
「農林大臣」に読みかへるんだというように消極
的な態度でいいのか、現在抗生物質等の薬品が非
常に飼料に添加されるというような時代にこれ
でいいのかどうか、薬法に對しても検討の
必要があるんじゃないかと、こう思ひますが、
これに對しては厚生省はどういうようなお考えを
持つておられるか、承りたい。

○岡部説明員 大変恐縮でございしますが、私、薬
法の担当をしておりませんので明確な御答弁は
しかねると思ひますが、飼料添加物等につきま
して、今後この改正法案によりまして健全な畜産物
を生産するといふ考えでございしますので、その点
につきましては、それが使用方法によりまして、
薬品あるいは飼料添加物あるいは食品添加物とい
う使われ方がいたすわけでございしますけれども、
それぞれの法規によりましてそれぞれの規格基準
あるいは使用基準が定められるものと考えており
ます。

○稻富委員 この問題につきましても後ほどまた
質問いたしますけれども、添加物の中には薬品を
使う場合が非常に多いので、この点は農林省と十

分協力して、そういうような危険な飼料の生産を
されないように、こういうことに對しても薬事関
係としても特段の考え方を持つておつていただ
きたいということを、この機会にこれは厚生省に強
く要望しておきたいと思ひのでございします。

次に、農林大臣にお尋ねしたいと思ひますこと
は、今回の飼料の品質改善に關する法律の一部を
改正する法律案の内容を検討いたしますと、表面
は一部改正と称しながら、その内容は、その法律
の名称から「飼料の安全性の確保及び品質の改善
に關する法律」と変更されております。さらに、
この法律の第一条の目的も全く従来と変わつて
いるというふうなことになるのであります。
この全文のどこを見ましても、一部改正どころ
か、変わった部分が多いように見受けられて、事
実は一部改正ではないので、改正された分が多
い。これを何ゆゑに一部改正法として提出され
たのか、何ゆゑに新たな単独法として提案してこの
法律を廃案としなかつたのか、その辺のいきさ
つ、理由等を承りたいと思ひのであります。

○安倍國務大臣 本法の改正案の提案の理由につ
きまして申し上げましたように、今回の法の改正
のねらいは、飼料の安全性の確保と栄養成分に關
する品質の改善によりまして一層の適正化を図
ることとございまして、これら二つは飼料の品質に
關する車の両輪とも言うべきものでありまして、
両々相まって公共の安全の確保と畜産物等の生産
の安定が確保されるものと考えておるわけでござ
います。

現行法はもつばら家畜、家禽の栄養成分の確
保、飼養管理の合理化の観点から飼料の品質の改
善を図ることを目的としており、畜産物に關して
の人間の健康に對する安全性の考慮は払われてお
らぬわけでありまして、したがつて、改正法案
中、飼料の安全性の確保に關する規定は、いま御
指摘のように全く新規の規定でございします。しか
し、栄養成分に關する品質の問題につきましては
現行法の改正によつて対応し得るわけでございま
すので、飼料の安全性に關する規定を含めて、全

体として現行法の一部改正という形式をとったわけでありまして、いまの法律を廃案にして全く新しい法律としてつくれというところも一つの御意見であろうと思いますが、政府としては、いま申し上げましたように、車の両輪というように形では、全体としての現行法の改正によって対応できるといふような考え方をとって改正法としてお願いをしておるわけでありまして。

○稲富委員 大臣、邪推かも知れないけれども、私たちはこういうことを思うのです。それは、今度の法律改正は、いま申しましたように題名から内容も全部変わっているでしょう。これを一部改正にしたということは、従来これが農林省の畜産局の所管であるがために、余り題名を変えなければよそに持っていかれやせぬかという、一つのお役所のセクト主義がこういうような結果になってきているのじゃないかと思うのです。これは邪推かも知れませんが、そういうような疑惑さえ持つわけなんです。これほど内容の変わったものならば、この安全性ということに重点を置くならば、安全性のための法律だということをおさりと率直にうたった方がよかつたのじゃないか。従来のものを一部改正していくのだと言つて、一部じゃなくて大半を改正するというようなこの取り扱い方には私は非常に基本的な疑惑を持つわけなんです。恐らくセクト主義であつたとはおっしゃらないだろうけれども、この点をもっとわかりやすいように、さっぱりした態度でなぜお出にならないのか、こういうことについて私は非常に疑問を持つわけなんです。

もちろん、飼料でございますから、これはどこまでも農林省の所管であり、畜産局の所管であるということに対して異議を言うのじゃございませぬけれども、大体法律の主題そのものから変わっているし、目的が変わっているし、内容が大半変わっている。これを一部改正というやうなことで取り扱うという前例があるのかどうか、私はこの点を疑わざるを得ないので、それで私はそういうことを聞いておるわけなんですけれども、本

に安全性に取り組むとするならば、その安全性をまずうたててやるというやうな方法がなぜとれなかつたか。

農林大臣としてはそのくらの事務的な問題は説明できないかわからぬが、畜産局長、その点はどうかですか。私は責めるわけではございませぬが、その方がさっぱりするのじゃないかと思うので、率直に承りたいと思ふんです。

○澤邊政府委員 率直にお答えいたしますけれども、先生の御指摘のような見解は私も十分承知できる面が多いわけでございます。立法の過程におきまして、先ほど大臣からもお答えいたしましたやうな観点から法制局等との協議の過程においていろいろ出まして、一部改正でということになったわけでございます。われわれといたしましては、安全性の確保ということを目的に加えたということはまさに大改正でございます。そういう意味から言いますと、あるいは先生の言つたやうな形式をとつた方がよかつたのではないかと、内容におきましては先生の御指摘のやうな内容になっておりますし、安全性につきましては十分重視をして、各種の規制規定を設けておりますので、成立いたしますれば、その目的に即しまして、安全性という点については十分配慮して運用してまいりたいというやうに考えております。

○稲富委員 その問題に対しては議論してもしようがありませんからそのくらいにしまして、それでは、次の問題をお尋ねしたいと思います。現在の飼料添加物は百六種類の多きに達しておると承っております。しかも、政府の提出の資料によりますと、その使用量は六万六千トンにも及んでおると言われておるのであります。その飼料の添加物の中でも、その中核となるものは抗生物質等の抗菌性物質製剤でありまして、しかもこれらすべてが先刻申し上げましたように薬事法で指定された動物医薬品であるというのを考えますと、わが国の畜産はまさに本場に葉づけの状態であると云つても過言ではないというやうに思ふ状

態であるのでありまして、こういうことは決して好ましい状態であるとは私には思われなないのでございまして、これに対しては政府はどういう見解をとっていらっしゃるか、承りたいと思ひます。

○安倍國務大臣 わが国の畜産の中におきましては、特に豚だとか鶏だとかいうものは生産の体制が非常に大型化しており、あるいは集団化が進んでおるといふことでございまして、したがって、一たん伝染性の疾病が発生した場合に非常に甚大な経済的な損失をこうむるといふ危険性が非常に高いわけでございます。これらの疾病の予防並びに家畜、家禽の生産性の低下を防止するためには、適正な動物用の医薬品の使用が経営安定上は欠くべからざるものではないかというやうに私は基本的に考えておるわけでございますが、しかし、家畜、家禽の飼養に当たりまして、環境衛生的に保全をすることは疾病の予防並びに生産能力の向上を図る上からいきましても基本的な原則でございます。過度に医薬品に依存することを防いでいくということは非常に重要なことであるとも私は思っております。

こういう考えから、従来からも家畜保健衛生所を中心といたしまして、消毒の励行であるとか、合理的なふん尿処理であるとか、清潔保持等の飼養環境の改善、疾病の発生予防のための技術指導等には努めておるわけでございますが、飼養環境あるいは飼養管理方法等に対する衛生上における留意すべき事項につきましては今後ともさらに指導を徹底していきたいと思つております。

したがって、葉づけという御批判もございまして、医薬品をすべてなくしていく、これを全部なくしてしまふということにつきましては、今日の飼養形態、畜産の現状から見まして、需要に対して自給力を高めたいという点からも問題はありうと思ひますが、しかし、安全性の確保と衛生上の見地から、医薬品の使用につきましては、可能な限りできるだけこれを少量にとどめるとい

うためには今後とも一層の努力をする必要はあるうか、と、こういうやうに私は考えておるわけでありまして。

○稲富委員 ただいま農林大臣の御答弁の中にもあつたのでございしますが、いま申し上げましたやうな事態を招来した最も大きな原因は、政府がじみちな家畜衛生対策を怠つて、ただ単に畜産加工業的な大規模経営の出現を奨励してきたということがいま大臣のおっしゃつたやうな結果を招いたんじゃないか。

一方には、これに便乗して飼料、製薬品メーカー等が売りさすればいいんだというやうなことに迎合したことによつてたゞいま私が申しましたやうな批判がいたされているというやうに思ふのでございしますが、これに対しては今後十分注意をしていくという大臣のいまの御答弁ではありますけれども、今回の改正に対してもこれらの点をどのやうに考えているか。これはいままでの政府のやり方についても相当に反省しなければいけないと私は思うのですが、どのやうな反省をして、どのような健全な畜産経営の育成をやつていくとするのであるか。こういうやうな点に対しての国としての方針あるいはこれに対する所信を詳細に承つておきたいと思ひます。

○澤邊政府委員 大臣からお答えいたしましたやうに、飼料添加物につきましては、飼養環境の保全を進めるといふことによりましてできるだけ使わなくて済むやうな条件を整備していく必要があるというやうに考えておりますが、現段階では全くなくするわけにはまいらないという現状でございまして、安全性という点でさらに一歩を進めるために、この法律が成立いたしましたして施行されるまでの間に、飼料添加物につきまして全面的に見直しをしてみたいというやうに思ひます。

栄養効果の点はもちろん、安全性につきましても、資材審議会の専門家の御意見を伺つて全面的に見直しをいたしまして、整理のできるものは整理をする。あるいは後ほどまた御質問、御意見が出るかと思ひますが、人畜共通の抗生物質

等につきましては耐性菌が出現する。だから、人間にもその抗生物質が効かなくなるというようなことの心配もございしますが、それらの点につきましては、人畜共通のものにはなるべく整理をしていく。あるいは残すものにつきましてでもできるだけ使用を縮小していく。休業期間を延ばしていく。一部のものについてはすでにやっておりますけれども、それらを延ばしていくという様なことをやりまして、施行までの間には百六種類を少しでも減らしていくというようにしたいと思っております。

なお、今後新しい飼料添加物が出てくるということもございしますが、これは二条の二によりまして、基準、規格について、安全性という観点からあらかじめ試験基準というものをつくっております。それから、それに基づいて動物試験なり、あるいは残留試験なり、あるいは理化学的な試験なり、毒性試験なりというものを十分やりまして、成分の規格を決めたり、あるいは製造なり使用の基準を決めるといふようなことを厳正にやりまして、必要最小限にとどめるように運用してまいりたいというふうに考えております。

○稲富委員 いま、局長も、この問題に對しましては慎重に検討しながら、過去における反省の上に立つてやっていくことであると思いますので、政府の意のあるところは大体わかったわけでございしますが、重ねて申し上げておきたいと思ひますことは、最近における飼料添加物の多用は畜産の消費者にも大きな不安を与えているということでありまして、これはすでに畜産局長も十分御承知であると思ひます。たとえばフラジリド等の添加物を使用した畜産物の不買運動が一部に出ているというのことに對しまして、飼料添加物の見直しはやはりこの機会に十分やらなければいけないと思ひます。いま、畜産局長もその点に對しては十分見直しをしながらやっていくこととございしますが、この点は私も十分多とするのであります。この点は、少なくとも消費者に不安を与えないということに對処しなければ、ひいてはこれ

が畜産振興に非常に影響を及ぼすことになりまして、私は特にその点を強く對処していただきたいという希望を申し上げたいと思ふのでございします。

さらに、次にお尋ねしたいのは、今回の改正案の第二條に、「この法律において『家畜等』とは、家畜、家さんその他の動物で政令で定めるものをいう。」と、うたつてありますが、魚類の飼料が人体に及ぼす影響は非常に大きいということが言われておるのでございしますが、この魚類の飼料の影響はどのように考えておられるか。水産庁としてはこれについてお考えであるか。水産庁が出席しておられるならば、水産庁としての御意見を承りたいと思ひます。

○兵藤政府委員 水産の場合には、最近養殖が盛んになりつつあります。先生御承知のように、日本の水産の漁獲量は全体を通じまして一千七十八万トンで、いわば世界で第一番目の漁業王国であるといふことになるわけですが、その中で内水面漁業は約十七万トンという漁獲量でございします。さらに、そのうち海面養殖であるのは内水面養殖で揚げているのが約十五万トンといった数字になるわけでございます。

この養殖用に使っている飼料でございしますが、これには人工配合飼料と鮮魚、冷凍魚、あるいはサナギといったような生えもあるわけでございます。これらを合わせまして約十六万トンのえさを使っているといふこととございします。そういうことでございまして、今回の飼料の法律の改正に当たりまして、水産庁としまして、養殖水産動物を政令によって指定してまいりまして相応な措置をとるといふ考え方でございしております。

○稲富委員 農林大臣にお尋ねしたいと思ひますが、ただいま水産庁で言つておりましたように、魚類の飼料によつて国民の人体に及ぼす影響は非常に大きいのであります。畜産物の場合は、これを使用しまして病氣にかかるとも獣医がいて、その治療に当たるけれども、水産の場合はお医者さんがないのです。だから、抗生物質等の医薬品を

えさの中にまぜまして、そのえさを使つてできるだけ魚が病氣にかからないようにすることが非常に多いわけなんです。特に、日本の国民といたしましては、動物たん白資源として魚をとる場合が非常に多いので、人体に及ぼす影響は非常に大きいのでございします。そういう点から申し上げまして、第二條で、「この法律において『家畜等』とは、家畜、家さんその他の動物」ということで、魚類を「その他の動物」に加えておられるのは漁業を非常に軽視しているのじゃないかと思ふのです。あなたがたの所管なんですから、大臣、特に考えてもらいたい。

第二項には、「この法律において『飼料』とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。」とありますが、魚はこの「家畜等」の中に入つておるのですか、どうなんですか。なぜここにこれほど重要な関係のある魚類といふものを入れないのか。同じ農林大臣の所管のもとにある漁業でございしますが、この点はこれで十分であるといふ考えを持ていらっしゃるのかどうか、これを大臣に特に承りたい。

○安倍閣僚大臣 水産物に對する飼料の問題は、日本においては国民の副食の中で水産物が非常に大きな立場を占めておりますので、私も非常に重要であると思つておられます。この法律には魚類といふことをはっきり書いてはおりませんが、私の考えでは、養蚕もあると思ひますけれども、魚類あるいは養蚕等につきましては政令で直ちに指定するといふ考え方を持っておるわけでありまして。

○稲富委員 これは畜産局所管の法律案であるがために、特に魚類あるいは養蚕といふものを書かなかつたんじゃないですか。そういう考え方はなくて、魚類の及ぼす影響は非常に大きいのです。しかも、いま言つたように、医薬品等の使用が人体に及ぼす影響といふのは、家畜より水産の方がもっと多いと言つても言い過ぎじゃないと思ひます。それを、「その他の動物」の中に魚を入れる、「家畜等」の「等」の中に魚を入れるという

取り扱い方は——同じ農林大臣の所管でありながら、これは恐らく畜産局所管の法律案なるがゆゑに魚をわざわざ政令にゆだねたのじゃないかと思うのですが、なぜ魚類といふものをうたわなひのですか。この点はどうなんですか。私はどうもこの点が腑に落ちない。

○澤邊政府委員 二条で政令で指定することになつておりますが、家畜につきましても、牛とか豚とか鶏といふのは個々に政令で指定することにいたしております。

その中で、「その他の動物」ということで魚類を輕視しておるのではないかと趣旨のお尋ねでございますが、これは決してそういうつもりはございしませんので、施行と同時に、養殖動物につきましては、牛なり豚なりと同じような形で政令で指定してまいりたいと思ひます。

なお、大臣も申しましたように、蚕につきましても、最近人工飼料が普及の緒につきつてありますので、これは施行と同時にわけにはまいりませんけれども、時期を見て政令で指定をするといふふうに考えております。

その点で、魚だけではなしに蚕の問題もございしましたので、一々全部並べるのはいかかといふ單純な考え方でございまして、特に輕視するといふような気持ちは持っておりません。

○稲富委員 それは、豚とか鶏とか家畜とかいふものはいままで畜産と言つておつたから、「その他の動物」と言われても、あるいは「家畜等」の中にに入れてもいいのですけれども、魚と家畜といふものは、四つ足を持つておるものとひれを持つておるものだからまるきり違ふので、これを同じ飼料を使うのだからといって、畜産関係とは別に漁業関係の飼料に對する法律をつくるならともかくも、政令で魚も入れるといふことは、漁業に對する影響といふものを非常に輕視しているのじゃないかと私は思ふのです。

そこで、水産庁にこの機会にさらに聞きたいと思ふのですが、水産業に對する添加物、薬品等の使用の現状はどういう状態に置かれておると水産

片は思っておられるのか。ことに、魚を通じた人体の健康に及ぼす影響というものがどのくらいあるかという点を私が前に質問したところが、水産庁はその点はまだ十分調査していないと言っているならば、それも承りたいと思うのであります。

さつき私が申し上げましたように、水産庁に特に申し上げておきたいと思うことは、獣医学といふものはあるけれども魚医学というものはないので、魚にえたいの知れない病気が最近非常に発生し、それがために薬品等の添加物として抗生物質が飼料に使われているが、こういうような事実を水産庁はどのくらい把握されておるか、この点を承りたいと思うのであります。

○兵衛政府委員 先ほど申し上げましたように、水産動物に対しますところのえさとしてまして人工配合飼料がある。それからもう一つは、いま先生がお話になった飼料添加物があるわけでございします。配合飼料の方は大体魚粉を主原料としていて、各種のビタミン、ミネラル等のいわゆる微量栄養素、それから飼料の保存中のカビの発生を防止するための食品添加物として認められているところの防ばい剤が一般に使用されております。このほかに、一部には、飼料中の油の酸化防止のための酸化防止剤、さらに稚魚の時代の腐死を予防するために抗菌剤が若干使われております。

それで、現在、この添加物は、畜産物飼料に準拠しながら、魚の特殊性というものを勘案して使用されておるわけでございします。私も水産庁の調査したところ、昭和四十八年度で約一千五百トン程度の飼料添加物が使われているということになっております。しかし、このほとんどがビタミン、ミネラル類等で占められており、抗菌性物質は約七割といったような調査が私どもの手元に参っております。

なお、先ほど先生が名前を挙げられましたフラゾリドンでございますが、抗菌性物質としてはこの

のフラゾリドン一種のみを使っており、しかもその使用量は七割であり、また、その過半は非食用のカット釣りのためのえさ、いわばカット釣りのえさイワシの養殖飼料として使っているというものが現状でございます。

それから、先生がお話しになったように、畜産界においてはいわゆる獣医師制度があるわけでございします。また、魚病の発生等も最近四、五年前からあちこちで散見されるというようなことでございまして、私もいたしましては、各都道府県に水産試験場がございします。この水産試験場で、魚病対策のための専門家を養成するというところで三年ほど前から予算化をしましてそういった仕事を始めておるといふ状況でございまして、現在約百五十人ほどのこういった専門家が各都道府県の水産試験場に配置されている。こういった現状でございします。

○稲富委員 大臣、いまお聞きになったように、水産飼料というものの使用がだんだん増加するといふような状態でございます。この問題に対しては国としても十分思いをいたしておかなければいけないと思うのでございします。それだからこの法律に対して、もちろん後で政令で魚類も入れるんだとおっしゃるのでございしますけれども、水産の養殖漁業が発展しますと同時に使用量といふものはだんだんふえていくことになる。これに對しても十分なる態度が必要であると思ひますので、でき得るならば、魚を「家畜等」とかいうようなまます子扱いをしないで、やはり魚も家畜と對等に今後取り扱っていくというような考え方が必要ではないかと私は思ふのであります。いかにこの法律が畜産局の所管であるからといって、魚という問題を入れたら、おれの方は魚は扱わないから畜産局は知らないというのではなしに、人体に及ぼす影響というものは同じなんだから、そういうような小さい考え方はなくして、魚といふものを軽視しないような、でき得るならば「家畜その他魚類」とかいうような表現でこれをやっていくような御意思はないのであるか、やはりど

こまでも政令にゆだねていこうという考えであるか、これに対する修正等をやる御意見はないのであるか、この点もあわせてこの際承りたい。

○安倍国務大臣 わが国の漁業資源の状況から見まして、これから養殖漁業といふものを推進していくべきやならぬことは当然のことでありまして、そうなりますと、この養殖を推進するための飼料問題はますます大きくなっていくわけであります。使用する飼料の量、あるいはまた添加物の量もふえてくるわけでございしますから、そういう意味では、飼料の安全性の確保という意味において、水産における分野といふものは非常に大事になってくるわけであります。まあ、法案としては「その他」の中に入っております。先ほどから御指摘がございまして、行政当局としては、先ほどから御指摘がございしたように、畜産物と魚類を對等に扱うという姿勢で対処していくこととあります。現在のところは「その他」ということで提出をしておりますので、政令には真つ先に魚類を入れるわけでありまして、改めて魚類といふものをつけ加えてこの法律をまた出し直すというような考えは持つておられないわけでありまして、あくまでも對等な立場で、また、重要な意味を持つ魚類といふ考え方に立つて今後とも対処していきたいと考えております。

○稲富委員 非常に不満でございしますけれども、こればかり議論しておりますと時間を食ひますので、それではこれは今後の問題といたしまして、これに対する質問はこの程度にしておきます。次に、新飼料等の開発並びに農業資材審議会等についてお尋ねしたいと思ひますのでございします。まず、わが国のような飼料資源の乏しい国においては、新飼料の開発といふものは、安全性の確保が十分確認されればこれを積極的に進める必要があるといふことには私は異存はございません。これは積極的に進めなければいけないと思ひます。しかも、その進め方というものは特に慎重にやるべき点であつて、この点一部の消費者団体から微生物たん白質等の開発研究について大

きな批判が生じておられるけれども、その原因がどこにあるかというように考えておられるのであるか、まず、こういうことも承っておきたいと思ひますのでございします。

○安倍国務大臣 今日の飼料の需給の状況から見まして、わが国におきまして新しい飼料を開発するといふことは非常に大事なことではないかと思ひうわけであります。そういう立場から農林省も五十年年度予算におきまして、水産物の廃棄物を活用して、これによるところの微生物によつて新飼料を開発するといふ予算も計上をいたしておるわけでございします。

しかし、新飼料を開発する場合においても大事なことは、いまお話しもございましたように、この安全性の確保といふことが一番大事じゃないかといふことで、消費者の皆さん方からこの予算につきまして反対もあつたわけでございまして、それはやはり石油たん白ではないかといふような観点からの反対で、ただ開発をし、そしてこれを使用するといふことは非常に危険であるといふような意見が強かつたわけであります。したがつて、われわれは、それを開発する場合におきまして、あくまでもその安全性を確保する、安全性の手法等をはきり打ち立てるということに研究の焦点を合わせておるわけであります。これは必要ではありますけれども、しかし、慎重に研究に研究を重ねて、そしてこれを使用するといふ段階においては、国民的な合意も得られ、同時にまたこの安全性が確立されるということによつて使用には踏み切つていかなければならない、その間に十分研究を重ねていきたい、こういうふうに考えるわけであります。

○稲富委員 ただいま申しましたように、消費者の中に飼料行政に対する不信を非常に招いておるといふような大きな原因については政府としても今後大いに反省をしなければいけない問題である。というのは、現在まで政府と大企業というものが癒着して、その結果、新飼料の開発等に当たっては、企業が付随的に安全性の検査を行つて、

政府はただ単に事後チェックしておるというよう
なことがあるわけでありまして、今後は、安全性
の問題についても、そういう企業側が安全性の検
査を行って、これに政府が付随するというよう
なことではなくして、政府は積極的にこれに對し
てインシアチブをとっていくというような体制を確
立することが非常に必要ではないかと、かように
私は考えます。

これに對しての大臣としてのはっきりした御答
弁をこの機会に承っておきたいと思つたのでござ
います。

○安倍國務大臣 新飼料を開発する場合におきま
して、企業等もこれに着手をいたしておるわけ
でございますが、企業が飼料を開発すると同時に、
また、その安全性の研究を行つておるといふこと
は結構なことでございます。しかし、それだけに
頼つておつては安全性というものが国民的な信頼
を得るわけにはいかないわけでございますから、
安全性を確保するというにつきましては、やは
り、政府、国が中心となつた安全性確保のため
の試験研究を進めていくということが一番大事な
ことであると思つております。

五十年年度予算に微生物の研究のための予算をと
つたのも、あくまでも国が中心となつた安全性の
手法等を研究するという趣旨に基づくわけござ
います。

○稻富委員 いま大臣の御答弁もありましたごと
く、五十年年度から政府が研究を進められておる微
生物たん白等の開発が石油たん白の開発につな
がつておるといふことはもう御承知のとおりで
ございますが、これに對しまして、最近、消費者の
中に非常に不安も生じております。

これに對しましては、実は二十六日の日経新聞
にも水産技術会議の鈴木草生総務官の研究の話が
載せておられますが、幸いによきは鈴木総務官
に來てもらつておると思つたので、この点をひ
とつ詳細に伺いたい。こういうものを新聞に大き
く発表されますと、消費者はいたすらに不安を感
ずるわけでございます。それで、消費者が安心の

できるものであるとするならば、この点を、その
研究の立場からこの機会に明確にしておいていた
だきたいといふことを特に私は要望したいと思
つております。

○鈴木説明員 今回行います研究につきまして
は、御案内のとおり、農林水産省が利用いた
しまして微生物たん白を生産する技術を開発する
といふことが第一のねらいであります。それか
ら、もう一つ、これらを使用する場合の飼料とし
ての安全性を評価する方法、方式を確立するとい
ふことが第二のねらいでございます。この二つが
研究のねらいでございます。

先ほどお話しがございましたように、これらに
つきましては従来の飼料と性格が違つたわけござ
いますので、原料、素材が違つたといふようなこ
と、あるいは飼料の安全性の確保といふことにつ
きまして制度上にも不備があつたといふこと、あ
るいは当時は技術的な裏づけが十分でなかつた
といふようなことで、お話しのように消費者から
反對があつたように感じております。したがいま
して、これらを飼料として使う場合の安全性とい
うものにつきましては十分なる検討が必要であ
ると思つております。

これらの安全性に關しますところの研究手法と
いふものにつきましては、従来からも十分に検討
されておらないわけでございます。したがいまし
て、国の研究機関が積極的に安全性の研究をする
といふことを第一のねらいとしております。それ
から、農林水産省の廃棄物につきましては、公害等
の關係もございまして、もちろん資源といつたし
まして大いに活用を考えられるものでございま
すが、いたしまして、これらを利用いたします微生物
たん白の生産といふことにつきましては、農林省
といつたしましても積極的に開発してまいらなけ
ればならないといふふうに考えておるわけござ
います。

研究の内容といたしましては、ただいま申し上げ
ましたような生産に關します研究と、もう
一つは、安全性につきましては、動物等を使い

すところの累代試験あるいは障害試験というよう
なものを実施して安全性の手法の確立をするわけ
でございます。

これらは非常に長年月を要します。したがいま
して、これらの研究を並行的に実施していくとい
ふことが必要であると思われまふ。開発と同時に
安全性の手法を確立する試験をするためにはやは
り並行的にやらざるを得ないといふことで、これ
を並行的に実施する場合には、既存の微生物たん
白を実験材料として使うことになるかと思
います。

そういうことで、ただいま申し上げました二本
の大きな柱で、畜産試験場あるいは家畜衛生試験
場、食品総合研究所等を中心といたしまして研究
を推進していきたいといふ計画を持っておるわけ
でございますが、現在、これらの研究内容につ
きましては、ただいま申し上げましたような御趣旨に
沿ひまして十分なる検討を行つております。特に
累代試験等につきましては、従来確たるものがご
ざいませんでしたので、各方面の關係者を集め
まして、この研究計画については鋭意検討をして
おるところでございます。

○稻富委員 ただいまのお話しのうちに、新飼料
の開発研究は当然やってもらわなくちゃいけない
と思つますが、これを発表する場合はよほど慎重
を期して、安全性が十分確保されたんだ、保証さ
れたんだといふことを確認した上で発表しなければ
ば、その途上においてこれが新聞等に報道され
ると、これが消費者に及ぼす影響といふものは非
常に大きいので、この研究を発表する場合は、私
が先刻申し上げたようによほど慎重に取り扱うことが必
要ではないかと思つた。その点の保証のないままに
発表されると、いたすらにこれは消費者に不安を
与えることになりまふので、これは特に今後政府
としても考えて、しかも、この発表の取り扱い方
といふものに対する答えを出す場合は慎重に
対処する必要があると考えるわけでございます。

こういう研究をする技術者といふものは、何かい
ふことを発見すると早くそれを発表したくてし

うがないし、新聞なんかでも新しいことを書きた
くてしょうがないものだから、十分保証のないま
まにこれが発表される、そしていたすらに不安を
つらせるということになりますので、この点
は、先刻申し上げたように新飼料の開発研究は
やつてもらわねばいけないけれども、この発表に
對しては特に慎重にやつてもらふといふことを私
は特に今日念を押しておきたいと思つたのであり
ますが、これに對する大臣の考え方を承りたいと思
つたのでございます。

○安倍國務大臣 新飼料の開発問題につきまして
は、国会においてもしばしば論議が交わされて
たし、また、国民的にも大きな関心事でござい
ますので、これが開発途上における発表等につ
きまして慎重を期さなければならぬことは当然で
ございます。国の機関でいま開発を行つてお
るわけでございますから、政府としても、いまお
話しの趣旨に基いて、これを中間的にも
発表する場合においても慎重に行つて、いやしく
も誤解のないように対処をしてまいる考えでござ
います。

○稻富委員 次に、ただいまのようないふ点
は、今回の法律改正に伴ひまして新しく設けられ
る農業資材審議会の飼料部会に關係があると思
いますので、その農業資材審議会の飼料部会のあり
方についてもお尋ねしたいと思つたのでございま
すが、少なくともこれが人選等に当たりましては、
政府の御用機関と言われるようなことのないよ
うな委員の人選及び運営をなされることが必要で
あると考えるわけでございますが、これに對して政
府の意見を承つておきたい。

○澤邊政府委員 農業資材審議会の飼料品質部会
といふものを新しく特別に設けて運用することに
いたしておりますが、この任務は、飼料添加物の
指定だとか、あるいは二条の二に基づきます安全
性の角度からの基準、規格の設定だとか、ある
いは個々に違反した場合の販売禁止の処分だとか
回収令だとかいふ具体的な処分を行うとか、ある
いは栄養、品質の確保の面でも公定規格を定める

場合に意見を聞くとかいうことで、本法の運用の最も重要な部分に専門的立場から加わっていただくという重要な任務を持つわけでございますので、われわれといたしましては、利害関係者は委員に任命することを避けまして、専門の学者の方を中心にして栄養学なり、獣医学なり、畜産学なり、飼料学なり、生理学なり、それぞれの分野の方々の専門家を偏ることのないように委員に委嘱をしたいというように考えております。

なお、専門委員会もその下部に設けまして、飼料品質部会が委員は二十名を予定しておりますが、専門委員会も同程度の二十名ほどをお願いしまして、さらに詳細に専門的な調査もやっていただいて、公正、客観的な資料に基づく科学的な意見をちょうだいをしたい、こういうように考えております。

○稲富委員 それで、この機会にたゞいまの農業資材審議会令についてお尋ねしたいと思うのですが、ざいですが、この農業資材審議会令は農林省設置のもの、この農業資材審議会令は農林省設置法によって決められているのでございますが、この目的というものは、できた時分はやはり農業資材というものが目的であったと思うのでございす。それで、今度は、飼料に対する審議会をつくるという場合に農業資材審議会と飼料も扱うということになった。農業資材審議会というのは、御承知のとおり、種苗の名称の登録の審査とか、その他農産種苗法とか、農薬取締法とか、蚕糸業法とかいうものについて扱うもので、この審議会令ができた時分は現在のような飼料の問題等を扱うというようなことではなかったと私は思うのです。

ところが、時代はちろんだんだん変わってまいっております。本来から言うならば、こういう画期的な法律の改正をやるのでございすから、特に飼料のための審議会等を設けるということには必要じゃないかと思うのだけれども、農林省としては、政府の方針としては、できるだけ審議会等はふやさないというたてまえをとっていらっしや

るといふことはわかりますけれども、農業資材審議会というところ、何か農業資材が中心のような感じがする。もちろん、えさも資材に間違いはない。えさも資材の部に入るのだと言えはそれまででございますけれども、安全性を保つ飼料を取り扱うという意味からいくと、どうも軽視されておるような感じがするのでございす。この機会に新たな審議会はできないかというならば、農業資材審議会令という名称をもっと変更して、飼料の安全性についてこの中でやることも審議会の重要な課題であるというようなことが含まれるような、そういうような扱い方は何かできないものであるか。この点を私は特に政府に聞きたいと思う。

農業資材審議会が飼料も扱うのだ、しかもこれは農林大臣が委嘱する六十人の委員をもって組織するのだ、その六十人の中にまたえさの関係は二十人委員をつくるのだ、と、こういうことになるので、飼料の安全性を保つ審議会というものが農業資材審議会と扱われるとこの点が非常にぼけるような感じを受けるので、これに対してはどういう考え方を持っておられるのか、承りたい。

○澤邊政府委員 たゞいまの御意見は非常にこともっともな御意見かと思ひます。

われわれも、実は、農業資材審議会とは別個に、飼料の品質審議会とか安全審議会とかいうようなものを独立につくりたいという気持ちもなくはない。なかつたわけではございす。御指摘にございまして余りふやさないというような全体の方針がございす。資材審議会の中に特別に飼料品質部会というものを設けて、二十名の委員を新たに追加してやるということにしたわけではございす。他の農業、農産種苗あるいは蚕種、その資材につきましても同様にそれぞれの部会が設置されておりました。会議の運営をいたしましては、大体専門ごとにそれぞれの部会運営を主体として総会から委任された審議をするということになつておるわけではございす。資材審議会は設置法に根拠を置くわけではございす。今回の改正

法案におきましても、新たに、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律により、その権限に属させた事項を行うことのほかに、飼料、飼料添加物に関する重要事項を調査審議するということに規定をされるようになっております。

われわれといたしましては、その実体法でありますそれぞれの法律、えさの場合にはたゞいま御審議をいたしております法律によって与えられた仕事をやるわけではございす。内容におきましては、実質におきましては、まさに安全性の問題あるいは栄養成分の確保という観点から与えられた仕事をやるわけではございまして、先生の御指摘のような趣旨に即応した運営はできると思ひますので、政府全体の考え方、機構に関する考え方というところでそのような形になつたわけではございす。

○稲富委員 時間がなくなりましたので、次に、飼料等の廃棄及び回収等の要件についてお尋ねいたします。

すなわち、改正法の第二条の趣旨によれば、基準、規格等に違反した飼料等については、農林大臣は必要に応じ廃棄及び回収等の命令を出すことができることになっておりますが、この要件は、人の健康を損なうおそれのある有害畜産物を防止する見地に限定されて、畜産等に被害を生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する見地は要件とされていらないのでございす。この見地から、今後の飼料行政を推進する上においては非常に考慮すべき点もまたあるのではないかと、かように考えます。これでは、かつて富山県に発生したダイブ等の事件の経過等から見ましても、やはり何とか考へて法案を作成しなければいけないんじゃないかということも考えられるわけではございすので、これに対する政府の考え方を承りたいと思ひます。

○澤邊政府委員 たゞいまお尋ねの件も、実は立案過程におきまして種々議論をいたしたところでございす。この法律の安全性の確保について、ねらいは、人の健康に対する安全性と並んで家畜

に対する安全性、それに伴います生産の減退を防ぐといふことの二つがあるわけではございすけれども、何と申しまして、冒頭に大臣からもお答えいたしましたように、人間の健康に対する安全性といふものが重要度においてはるかに大きいわけではございすので、そのような社会的に認されるような大きな法益を守るためには、国民の権利を制限するような強権の発動、回収なり廃棄命令をするといふ、いわゆる強権の発動は許されなく、家畜のみに被害が出るといふような場合には、それによりまして畜産物の生産が多少減りまして、これは単なる経済問題であるといふことで、当事者間で処理をすべき問題あるいは行政指導によつてやるべき問題ではないかといふことで、廃棄なり回収の発動要件といたしましては、人の健康を損なうおそれのある有害畜産物の生産の防止に限定をしておるといふことではございす。

しかし、実際問題といたしましては、仮に家畜が斃死したり、あるいは疾病等にかかる被疑が生じた場合、疫学的な調査とか、そういう科学的な調査によりまして、原因が飼料を給与したことによるのだということが明らかな場合には、食品衛生法の第五条に「病肉等の販売等の制限」という規定がございすけれども、その趣旨は、「人の健康を害する虞がなく飲食に適すると認められたものは、この限りでない」ということがその中にありまして、健康な家畜が不慮の災害によつて死んだといふような場合は人の健康を損なうおそれがないといふように書いておられますからしますと、家畜が一過に斃死したとかいふような場合は、これは人の健康を損なうおそれがあるといふような判断にも立ち得るわけではございすので、その意味では、そのような場合には有害畜産物の生産の可能性があるといふことで、廃棄なり回収の処分もできるというふうにも考えられますので、実際の運用におきましてはそのような運用を心がけていきたいというふうに思つております。

○稲富委員 時間がないので、今度はまとめてお尋ねいたします。

次に、飼料の配合割合等の表示についてお尋ねしたいと思いますが、今回の改正により、飼料の栄養分にかかわる表示の基準が一層厳格になったということは、これは飼料農家といいたしましても非常に前進したものと評価していいと思うのですが、今回新たに表示事項に追加されることになった可消化養分総量及び可消化粗たん白は、検査による分析方法がまだに確立されていないのでございます。これがために実際粗悪な飼料が来るといふ問題が生ずるわけでございますので、この表示の問題に対してどういう考え方を持っておられるかということが第一点。

次に、これに関連してのさらに大きな問題は、今回の改正に際し、政府は、配合飼料等の原料割合の表示は当分の間行わないでもよいこととおされておられるのですが、この点は私たち畜産農家にとつては最大の関心事でありまして、従来からこれを義務表示とすべきであるという要請が非常に強かったにもかかわらず、特に今回義務表示をさせなかった具体的な理由は何かあるか、さらに、今後どう考えていられるか、この点を承りたい。

○澤邊政府委員 このたびの改正案の中におきまして、安全性の見地からと、それから品質の改善の見地からと、この二つの見地からの表示義務を拡充いたしましたわけでありまして。

そこで、ただいまお尋ねのございました品質の栄養成分についての表示を拡大した中におきまして、従来やっておりますDNDNあるいはDCPあるいはDCPあるいはDCPの成分について新たに表示義務を課することにいたしました。その中で、TNDNあるいはDCPの表示をさせた場合に、それをどのような方法において確認するかという点、これは厳密に言いますと、家畜個体ごとに飼養試験をいたしまして、どれだけえさを給与した中でどれだけ吸収をし、どれだけ外へ

排泄したかという点を分析して調べるべきものでございますけれども、そのような確認方法を一々やっておりますと時間もかかりまして、迅速に対応できませんので、実際のやり方といたしましては、飼料の原料につきまして、トウモロコシならトウモロコシのTNDNなりDCPというものはすでにわかっておりますので、それを基礎にいたしまして配合飼料の配合割合を調べまして、その総和を出す。配合量と、それからTNDNのわかつておるものを掛けますれば、どれだけTNDNが各原料ごとに入っておりますかということがわかります。その総和というところで調べるわけでございます。その場合にも、実際にはその配合割合というものはどうやって調べるかといふこと、工場におきまして帳簿を調べまして、ロットごとにどのような配合をしたかというのを調べまして配合率を明らかにした上で、いまのような方法でTNDNが表示しておりますかどうかという点を確認するといふやり方を補助的なやり方として使いたいと思っております。

次に、お尋ねの、全原材料についての配合率を全部表示させるべきではないかという点につきましては、われわれといたしましてはその点もいろいろと検討したわけでございますが、農家が実際に飼養を行う場合には、飼養標準というものを基礎にいたしまして栄養成分のバランスを維持するように給与するわけでございますので、栄養成分がわかれば原料はわからなくても飼養管理上差し支えないということと、それから、飼料の製造は各製造業者が競争をしながら研究開発をして新しい飼料をつくっておりますので、その中でどのような原料をどのように配合するかというものは一つの企業のえさの特徴になっております。したがって、他の製造業者にすぐまねをされるということになりまして、せっかく開発努力をしても報いられないという点がございまして、技術革新、開発の意欲を阻害するおそれがあるのではないかということ、全原材料について配合割合をすぐに書く

のは適當ではないのかと思っております。

他の諸外国におきまします例から見ても、そのような配合割合を全部表示させておるところはございませぬし、他の物資、たとえば食品なり、農薬なり、肥料につきましても、ごく例外を除きまして、そのような配合割合を書かせておるところはございませぬ。それらの他の制度との権衡等も考えまして、今回、全材料について配合割合を表示する義務を課さないことにいたしておるわけでございます。

○稲富委員 最後に一点だけ、検査体制の整備等につきましてお尋ねいたします。

現行法に基づく検査義務は、もっぱら飼料の栄養確保の面からの成分検査等に重点が置かれておったというところは御承知のとおりでございます。ところが、今回の改正案においては安全性の検査が加えられたということによりまして、その検査の義務範囲というものは非常に大きく拡大されたことになるのであります。しかも、現在の国の検査体制について見ますと、全国六カ所の肥飼料検査所が四十四人の検査官が年間六千万円程度の予算で検査を実施しているというようないふ実情であります。これでは、現在配合飼料だけでも約六千種の銘柄がある飼料の検査を実施するには余りにも貧弱であるにもかかわらず、さらに都道府県の検査体制についても、専従が一人か二人という程度の実情であるのであります。そして、今回は安全性の検査のための分析機器等もいまだに十分整備されてはいない実情であるということも聞いていますのであります。

政府はこれらの問題に対しては早急に検査体制の整備に当たると考えておられると思いますが、その人員あるいは予算等に対しても十分に確保する必要があると考えるわけでございますが、これに対しては政府はどういうような考え方で対処しようとするのか、検査に対していかなる方法で万全なる方法をとりとするのであるか、この点を承りたいと思っております。

○安倍国務大臣 検査体制の整備の問題でございますが、いまお話しのように、現在、飼料検査は、国の六カ所の肥飼料検査所と都道府県の飼料検査機関で実施をいたしております。飼料の栄養成分を重点に行われてきたわけでございまして、今回の改正によりまして、政令で決められた飼料または飼料添加物は農林省の機関または指定検査機関の検定を受けることになっていくわけでございます。チェック体制は一層強化されることになるかと考えられます。いわゆる安全性に係る検査につきましては、従来も国の検査機関において関連業務として適宜実施をしてきたところでございまして、今後は一段と安全性に関する検査に重点を置くこととして、関係機関とも十分に緊密な連絡をとりながら対処をしてまいりたいと思っております。

特に、国の検査機関に対しては、職員、施設の充実を図り、技術者の確保、分析機器、施設等の整備、分析技術の確立、習得等により一層検査体制を充実強化することに最大の努力を傾ける考えでございます。

この改正法が成立して、まあ一年間の余裕があるわけでございますから、その間にいまの御意向に沿って検査体制を整備、強化すべく、政府としても力を注いでいきたいと考えております。

○稲富委員 時間がありませんので、一応私の質問はこれで打ち切りといたします。

○鎌谷委員 美濃政市君。

○美濃委員 ただいま審議されております一部改正の法律につきまして若干の質問を行います。

まず、大臣にお尋ねいたしますが、御存じのように、現在、国民の中に、消費者の中に、石油たんの飼料化するのでないか、微生物による新たん白の飼料等の資源の利用開発に関する総合研究の予算の中でもそれが行われるのではないかと、この疑問と不安が消えていないわけですね。そこで、この際まず第一に、大臣から、当面こういう試験研究の中に石油たんの飼料化は入っていない、石油たんの白はいまのところ飼料化する考えはないという

ことをここで明確にしたいだきたいと思ひます
が、大臣の見解をお伺ひしたいと思ひます。
○安倍国務大臣 石油たん白の飼料化につきま
しては、いまお話しがございましたように、国民の
一部に飼料化を認めてはならないとの要望が非常
に強くあるわけでございます。また、安全性につ
いて確認がされていらないという事情もあるわけ
でございますから、石油たん白の飼料化は当面不適
当と考えておるわけであります。すでに明らか
にしておるとおり、安全性が確認をされ、かつ、
国民的な合意が得られない限りは飼料化は認めな
いという基本方針には変わりはないわけでござい
ます。

なお、国が予算化したしまして、これから開
いたしまして微生物たん白、いわゆる農林水産廃棄
物の微生物たん白は石油たん白ではないというこ
とであります。しかし、国民のこれに対するい
ろいろな御意見あるいは御批判等もまだあるわけ
でございますから、私たちはこれが開発につきま
しては慎重を期して、特に安全性の手法の開発と
いうものには特段と力を注いでまいる、こういう
考えでございます。

〔委員長退席、坂村委員長代理着席〕

○美濃委員 次に、これは局長にお尋ねいたしま
すが、同じく新たん白の資源開発、利用開発につ
いて、いまのところ予算は決まったわけですか
ら、研究所はどこで、どのくらいの人員でどうい
うスケジュールでこし発足するののか。これは具
体的な質問ですから、局長でなくても、どなたで
もよろしゅうございしますが、具体的に御答弁をい
ただきたい。

○小山(義)政府委員 新しい予算の取り進め方
でございますが、予算の金額は一億四千四百万で
ございまして、初年度でございます。安全性と、それから
農産廃棄物を利用した生産利用の技術と、両方の
二本の柱がその中に立っておりますが、私どもの
考え方は、いずれも今年度を初年度として、今
後五カ年間で研究を進めていきたいというふ
うに考えております。

それから、なお、この研究を実施いたします試
験研究機関でございますけれども、農林省の国立
の試験場等が、家畜衛生試験場、畜産試験場等
を中心にして七研究機関。それから安全性
の手法を確立いたしますために、主として鶏で
ございしますが、一部は豚を使いまして、家畜の累
代試験をいたしたいと考えておりまして、その
手法をやります。これは相当の家畜の数が必要
となりますので、果の試験研究機関にこれを依頼
をする必要がございますので、果の試験研究機関
は十三機関に依頼をする予定でございます。

それから、なお、安全性につきましては、毒性
その他催奇性等むずかしい問題がございますの
で、大学に基礎的な面についての研究を依頼を
したいということで、これは大学は四校をいまの
ところ予定をいたしております。なお具体的にはま
だ相手方との折衝その他が進んでおりませんの
で、これは予定でございます。

大体以上のような研究体制で今後進めていき
たいというふうに考えております。

○美濃委員 次に、現在行われております添加
物について若干お尋ねしたいと思ひますが、私
は、現在配合飼料用の原料として使われておる添
加物に問題があると思うのですけれども、添加
物を使うなどということはおかしいと思ひます。

これは原則としては添加物をなくしなければなら
ない。これはいろいろ不良な原料を使つておりま
すし、いま即刻直ちにということではないが、将
来の方向としてはこれをなくするということが必
要だと思ひます。

これは後の原料との関連がございしますけれ
ども、私も農産物をやっていながら動物の習性は見
ておりますけれども、たとえば鶏の生殖をする条
件について一例をちょっと申し上げますと、何も
飼料などに添加物なんか使わなくても、鶏を自然
に放して飼うわけです。放して飼いますと、鶏は
繁殖期に入りますと、もちろん晩には鶏舎に入り
ますけれども、昼は、お互い農家の屋敷ですか
ら、自然の条件で木の下かどこか土の上に巣をつ

くるわけです。そこへ卵を産みます。十個の卵を
産むと、あれはまぐら卵と言ひまして、一つだけ
はかえりませんね。十の卵があれば九羽のひなが
完全にかえります。そして、親が子を連れて歩い
て、食べれるようなえさを親が子に与えてやれ
ば、下痢をしたり、そんなことは見たこともない
です。ところが、ケージ飼ひのような方法の中で
いまの粗悪なえさを供与した中の卵をふ卵器にか
けると、自然の条件でかえるような率ではかえ
ておりません。相当数の卵がひなにかえらないと
いうことです。

私はこれはいま一例を申し上げておるのです
が、たとえばそういう鶏の飼ひ方が合理的で、そ
ういうことが必ずしもいいと私は言つてゐるの
ではないのですが、動物といふものはそういう習性
のあるものである。ですからえさに添加物を使
うということとは間違ひである。自然の条件と良
質な飼料を選択することがまず先決だろうと思ふ。

後から悪質飼料についても申し上げますが、なぜ
これは悪質なのか。政府から今回の一部改正法案
審議に対する参考説明資料をいただいたております
が、この資料を見ても、質的に見ても非常に悪質
だと私は思ひます。劣悪な条件で配合飼料がつく
られておる。その劣悪条件をカバーするために薬
剤を使う。しかし、飼料資源に非常に恵まれな
日本の条件でありますから、資源確保上やむを得
ないという点も一面出てくるのではないかとこの配
慮もいたしますけれども、根本的に言つと、日本
の配合飼料の原料が非常に粗悪なものが入つて
いると私は考えるのです。この法律をつくりまし
て、これから先こういう点の改善はどういうふう
にしていくか。

それから、また、先進畜産国へ行きますと、自
給した飼料はみずからの庭先で粉砕機で粉砕して
供与します。それに添加物はありませぬ。た
とえば一例をデンマークの酪農にたとえますな
らば、牧草から濃厚飼料を全部自給いたしまして、
自分のところの牛舎のすみで粉砕機でモーターを
かけて粉砕して供与しておりますから、添加物な

んか入れておりません。特に日本は粉砕飼料にし
てあつた流通飼料にいたしますから、粉砕して
から半年あるいは相当長期にわたつて倉庫の下積
みになる場合もありますから、そこに変質防止の
ためのものを使う。これは理由のいかんを問はず
害があると思ひます。たとえば酒に入れた防腐
剤にしても、この防腐剤を使うと酒の質がかわ
らない。防腐剤というものは質を変えない性質の薬
を使うわけでありまして、これを使わない酒よ
りも使った酒がずっと悪いということとははつきり
言えるわけですね。防腐剤などというものは、粉
にすればだんごになつて変質するわけですが、そ
れをそうならないようにとめる作用のものを入れ
るのでありますから、かなりの悪い結果を起こす
ということははつきり言えるわけです。そういう
点の改善をどうするか。これはもうはつきりと
論議の余地はないと思ひます。変質防止の添加
物を入れるなどということは、これはもう論議の
余地はないと思ひます。これはどういふふう
にお考えになつておるか。

流通体系から一貫した、いわゆる日本の原料に
ついての粗悪条件は後から申し上げますけれども、
まず、第一番に添加物ですね。原料の粗悪条
件を添加物でまかそうとしておる。これが第一
点。第二点は、先ほど申し上げた変質防止の添加
物を入れることです。ああいう粉末飼料にして紙
袋に入れるわけですね。そして、倉庫の隅に長期
にわたつて下積みになつてゐる。夏あたり六カ
月も八カ月も倉庫の隅で下積みになると質が変化
しますから、変化をしないような添加物を入れ
る。この添加物はもう理由のいかんを問はず使用
してよろしいということとは言えない。これはは
つきりしておると思ふんですね。こういう点を今後
どう改善していくのか。その添加物に対する基本
的な考え方を聞きしたいと思ひます。

○安倍国務大臣 いまの、飼料添加物は原則とし
て使つべきではないという御意見は、私もまさに
そのとおりであらうと思ひます。特
に、いまお話しのような非常に危険な添加物と

いったものについては、これはもう当然廃棄をしなければならぬわけでありますが、しかし、現在の畜産の状況を見ますと、御存じのように、豚だとか鶏だとかいうものの飼育形態というものが非常に大型化しておるわけでありまして、また、集団化しておる。こういうふうな状態でもし疾病が起った場合は生産農家も経済的に大変大きな損失を受ける。そういうふうなことから見て、現在においてはある程度の飼料の添加物もそういう疾病防止という意味においてはやむを得ない面もあるのじゃないか、先ほどからお話しいたしてまいりましたように、今日の畜産物に対する非常に大きな需要にこたえる生産を確保していくということから見れば、飼料添加物を一挙に全廃をするというふうなことは問題があるのじゃないか、と、このように思うわけでございますが、しかし、少なくとも飼料添加物をできるだけ使わないという方向で今後とも政府としても努力をしていくことは当然でもあらうと思うわけでございます。

この飼料添加物の使用につきましては農民の対応ということもあるのじゃないかと私は思うわけでございますが、そういう中であつてわれわれがやらなければならぬことは、この飼料にしても相当品質が悪くなっているというお話しですが、この品質化を図っていく、良質な飼料を農民に購入してもらい、あるいはまた安全性が確認をされた飼料添加物を使っていたらどうかという、こういうふうな体制はやはりつくっていかねばならぬのじゃないかと思ひます。

この法律の主眼というのもしやういふところにあるのじゃないかと思うわけであります。品質あるいは安全性の確保といった面について基準を定め、あるいは規格を定めるというふうなことも、飼料の品質化あるいは添加物の安全性の確認というこのための措置になっていくわけでございまして、したがって、今度の法律改正によりまして飼料あるいは飼料添加物に対する体制も整備していくわけでございますから、いろいろと今日問題になっておるような点については相当改善が行わ

れるのではないかといいことを私は期待しておりますし、われわれもそういう方向にこれから極力努力をしていきたいと思つておるわけでございませう。

○美濃委員 大臣のお考えのように、今後はなくするといふ方向で農林省は努力をしてみたいと思ひます。

その次に、ここに示された参考資料の四ページの「配混合飼料の原料使用量の推移」というところを見ますと、粗悪原料が使われておるといふことですね。私はこういう経験があるわけですね。戦争が終わった直後、当時は私は北海道の畑作農業で、トラクターは使わぬで、馬で起こしてやつておったわけですが、その馬の飼料に使つた燕麦も十分置けないわけですね。供出命令が厳しくて燕麦も全部出さねばならぬ。そうすると足りないわけですね。えさは、春先農耕するときはやはり穀物を食べさせなければ馬は疲れますから、当時亜麻をつくたわけですね。亜麻種は供出の対象にならぬわけですね。亜麻種でも穀物ですから、食べさせるのです。しかし、亜麻種を食べさせるとどうもいけない。昔は軍馬資源保護法などという法律がありました。私も、私も当時主として牝馬を繁殖兼用で農耕馬に使つておつたが、ところが、この油を食べさせると全然だめですね。体質が変化をしまして妊娠しません。それから、たとえば先進酪農国へ行きますと小麦は濃度が低い。日本ではふすまと言ひますけれども、日本の専増産ふすまなどというものは、粉を四〇％取つて、六〇％がふすまとなつてえさ用に回すわけでありまして、かなり小麦濃度が高いわけですね。先進酪農国では小麦は濃度が低い。ですから乳牛のえさとしては使用しておりません。それから油のかすも使用しておりません。しかし、油のかすとかふすまとかいうようなものは石油たん白や何かと違ひますから、純植物性のものでありますから、肥育豚や何かに使つて、繁殖用にならないものには使つても別に大きな障害は起きないのじゃないかと私は思ひますけれども、とにかく繁殖用に使うもの、たとえ

ば種取り用ですが、鶏であつても卵を取る鶏、あるいは豚であつても子つこを取る種豚、これのえさには油かすだとかこういうものは基本的にだめです。こういうものを食べさせると繁殖障害が高くなつてコストが高くなる。ですから、いわゆる乾乳牛と農林省は言つておりますが、日本の場合、空き腹で休む牛の率は、先進北歐諸国と比較してみても空き腹が倍ぐらゐるのです。

牛乳を生産する農家では子つこを産まなければ牛乳の生産ができないわけですね。次の子つこをはらんで乳が出るまで一年間えさを食わせて遊ばしておくわけですね。これは酪農の大きな凶作なわけですね。その最大原因は何にあるのか。まず、そのえさが悪いということも大きな原因の一つになつておるわけですね。ですから、保証乳価を高くしなければならぬという問題が出てくるわけですね。えさが畜産経営のコストにはね返る。そのコストを守ればやはり消費者の消費経済にもはね返っていくわけですね。これは非常にめんどろな問題だと思ひます。

この現状を見ますと、非常に粗悪なものが使われておる。ですから、第一に提言したいことは、日本は自給ができない現状でありますから、この粗悪原因を一遍に解消せよと言つても無理でしょう。この粗悪の原料を大幅に直ちに解消して、油かす等は有機質肥料に回して、えさに使用することはまかりならぬと言つてみても、現実にはなかなかそうはいかない。それで、これだけ使つておる大豆かすだとかいうような粗悪原料を全部排除して、そして家畜の体質に最も合致する生鮮な飼料を全部求めるとしても、これを一遍にやれというのは無理じゃなかつたかと思ひます。また、経済的にも量的にも一遍にやれということは無理ではないかと思ひます。逐次それを改善してもらわなければならぬが、その前にまずしなければならぬことは、単に栄養分析表をつけるだけではだめだと私は思ひます。このえさには何を使つておるのか、油かすが入つておるとか入つておらぬと

使つた原料をはつきりと明示する制度をとらすようにすべきである。たとえば乳牛のえさであれば油かすとか、そういうえさを食わせた場合、妊娠に非常に影響があるから、そういう体質に陥るようなものはこのえさには入つておりません、乳牛のえさには小麦もふすまも入つておりません、トウキビと大麦で製造してあります、ということを表示させる。それ以外のものは入れては相ならぬと思ひます。

ドイツへ行つても、フランスへ行つても、全部そうしてやつておるわけですね。欧州諸国を皆さん検討してみなさい。乳牛に供与しておる飼料は小麦とトウキビです。それ以外のものは、こんな油かすやなんかは食べさせておりません。小麦系統は濃度が高過ぎるということで全然使用しません。特に、デンマークは北緯五十度でありますからトウキビがつくれぬ。八〇％が大麦ですね。十アール当たり十俵とつておりますね。二〇％がオートミール。これは向こうでは日本語に翻訳してカラスムギと言ひます。燕麦とは言わないですね。私もどが行つたらカラスムギと言ひます。カラスムギが二〇％、大麦が八〇％、余のものは入れておりません。そういう悪いえさを食つて妊娠障害率が高くなつてだめなんです。体質が変調しますから正常な妊娠にならない。発情にならないから非常に妊娠率が低下するわけですね。こういう点を厳格にしてもらわなければ困ると私は思ひます。

ですから、たとえば肥育豚あたりにはふすまなどは無論良好な飼料だと思ひます。肥育豚あたりには障害はないわけですね。あるいは種豚ではなくて卵生産用の養鶏の飼料には小麦を使つてよろしいんじゃないかと思ひます。酪農に使つてはだめだ。特に油かすについては問題があると思ひますけれども、これも石油たん白とは違ひまして植物性ですから、人体に影響が起きると思ひませう。ですから、肥育専門の動物であればある程度供与することは経済的にやむを得ないと思ひます。あれば、これもやむを得ないのではないかと思ひ

ますけれども、原則としては、油かすなどは家畜の飼料としてはいいものではないということははっきり言えるわけです。そういう粗悪なものを使うと体調がおかしくなるわけです。

農林大臣に申し上げますが、大豆を煮て、ある程度の量食べてみなさい。大豆を二百ccとか三百cc食べると、よほど胃腸が丈夫な人でなければ下痢をしますよ。ですから、油かすのようなものを入れてえさをつくって、生まれたてのあれにやると下痢をするのです。下痢をするから、それにペニシリンを入れるのだと言う。これはまことにこっけいな話だと思う。日本の現況は直ちにそれをやめることができませんと言う。しかし、初生ひなあるいは産まれ落ちの豚の子つこも弱いわけです。それから、こういう一定期間の、弱いつきの肥育用のおえさから油かすや何かを排除するということがぜひやってもらわなければならぬと思います。そういうものを混入して、下痢をするからペニシリンを入れるのだ、あるいはマイシンを使うのだ、と、こんなことは全く笑話だと思うのです。そういうことがはっきりしておるのです。それから、そういうふうな法律をつくるのですから、そういう点を厳格にやってもらいたい。

繰り返しますが、こういう油かす系統の飼料も、肥育豚になって四カ月ですか、二十キロ以上になってくれば、ある程度の量を入れても、量も多く入れなければ下痢をすることは無いと思えます。ひなでもあるいは豚の子つこでも初生のときは弱いですが、そのときにこういうものをに入れてえさをつくって、そして下痢をするから薬を入れるのだとか、下痢どめの薬をえさに使うのだとか、こういうこっけいな非常識なことは監督上厳格にやめるようにしてもらいたいと思います。どうでしょうか。

○澤邊政府委員 粗悪飼料が生産されておる、その一例として油かすを使い過ぎておるという御指摘でございますが、日本の場合は、御承知のように、牧草、飼料作物等の粗飼料の生産が非常に少なく、したがって給与率も非常に低く、たん白飼

料として牧草に依存する面が少ないうえに、それを補うという意味で大豆・油かす等を使っている面が他の国に比べて多いようにも考えられるわけでございます。したがって、基本的には、特に大家畜につきましても、粗飼料の増産をいたしまして、粗飼料の給与率を高めていくということがたまたま御指摘になったような線にも沿うことになるのではないかと、思うわけでございまして、草地の造成なり、あるいは既耕地への飼料作物の導入なり、特にその点には重点を置いてやっておるわけでございまして、六十一年の見通しにおきましても、酪農について申し上げれば、七五％まで粗飼料の給与率を高めていくというような目標を掲げてやっておるわけでございまして、もちろん、これを達成するためには土地の取得の問題あるいは貸し借り等の問題等で非常にむずかしい問題があるかと思えます。あるいは資金の問題ももちろんあるわけでございしますが、われわれといたしましては、粗飼料の給与率を高めるといことが、家畜の健康といえますが、衛生上あるいは効率的に大家畜については特に重要であるという認識のもとにやっておるわけでございまして、飼料の表示について若干お触れいただきましたけれども、配合割合について、全使用原料について表示を義務づけるというところまでは考えておりませんけれども、現在行政指導でやっております使用原料の名称を全部表示せよということに法律上の義務としてやらせようというようにして考えております。それによりまして何が入っているかということが少なくとも消費者である農家にわかるというようなことは、従来の行政指導では徹底を期したい点もございしますので、今度は法律に基づいてそれを実施してもらおうというようにしてまいりたいと思っております。

○美濃委員 いま、使用原料を表示さすというところで、それは了解しました。そこで、私の申し上げたことは、私は学者ではございませんから、私の飼育実験から申し上げておるのですから、いまここでそれを全面肯定して

てくれなくてもよろしいと思います。しかし、私は、青年の時代からみずから動物を飼っており、今日も飼っております。今日はこういうことをやっておりますから息子がやっておりますけれども、二十年、二十五年という長い間本当に動物を飼った飼育実験から言うのですから、学説的には申し上げても間違いないという自信が私はあるわけです。ですから、ここでそれを全面肯定しないでくれとは言いませんが、そういうことは間違いないと私は思うので、そういう点について、先ほど申し上げたように、これこれの原料は酪農、乳牛のえさには入れてはならないという一つの体系は今後の指導の上でさらに農林省で研究を積んで、明確にしていきたい。

繰り返しますが、この表を見て、日本のえさの自給率海外にこれを求めると言っても、求める体制から見ても、現況はやはりこういう原料がある程度使わざるを得ない実情にあることもわかるわけです。ですから、余り添加物を使わぬでも、使い方によって人体に影響を与えぬように、あるいは動物の生育コストに障害を起さないように使えるのでありますから、そういう点をひとつ工夫して、それをささき言ったように各飼料に明示して、そして生産者が同じ原料であっても有効的に安心して使えるようにしてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。全面的に、私は自分で動物を飼育経験して、いま申し上げたことには絶対自信があるという意図で申し上げておるわけです。

○澤邊政府委員 現在われわれが現行法に基づいてやっております飼料の登録制度、その前提として公定規格というものを定めておるわけでございまして、これは試験場なりあるいは野外実験等によりまして飼養試験に基づきまして使用標準というものを決めて、それを基礎にしてそれぞれ畜種別あるいは生育段階別に公定規格というものを決めておるわけでございしますので、私もいたしましては特に粗悪なものが認められておるというふうには考えておりませんけれども、ただいまの先

生の御意見は長い間の体験から出されておる御意見かと思っておりますので、現在ここで責任を持って御意見に対する私の考え方を述べさせていただきたく思います。新しい制度によりまして公定規格は定めることになりまして、その際には御意見の趣旨も十分考慮しながら専門家に検討していただきたい、こういうふうに思っております。

○美濃委員 次に、配合飼料の数は時間の関係で申し上げませんが、すでにもういろいろといますので配合飼料については論議されておりますが、あの膨大な配合飼料が流通される。これが消費者に与える影響は大きい、農家が生産する原価といふものは非常に厳しいわけですし、畜産経営の中ではこの飼料コストといふものが非常に高いわけですから、その原価公開方式をとるべきだ。たとえば砂糖なんかは末端指導価格というものをつくっておるわけです。それから、このままではだめだ、これからは、原価の公開制度といふか、農林政策として政府の介入する価格制度といふものをきっちりすべきだと思っておりますが、いかがですか。

○澤邊政府委員 配合飼料の原価を公表しろという御趣旨の御意見でございますけれども、私も、配合飼料の価格が畜産経営上非常に大きな影響があるということで、行政指導として、毎期配合飼料の価格を決めます際には、主要な飼料の製造業者から原価に関する資料を公開しないということをお前提で提出をいただまして、説明を求めて、原料価格の推移あるいは製造経費の動き等を勘案いたしまして、上げ幅なり上げる時期等について適正に行われるように指導しておるわけです。もちろん下げるべきときには下げるということも指導しておるわけでございしますが、御承知のように、原価はいわば企業の最大の秘密に属することです。ですから、われわれは指導する際の根拠として取っておりますけれども、これを直ちに一般に農林省において公開するということとは

適当でないというように考えております。

従来からそのような御意見はお聞かせいただいておりますし、いまのような考え方に立ちまわして企業がそれぞれ公開をされるということは結構なことだと思ひますけれども、農林省がこれを公開するということは差し控えていただきたいたうふうに思ひます。

○美濃委員 原価の公開ということにも限度があると思ひます。いまの局長の答弁も理解できないわけではないですけれども、しかし、たとえば飼料の価格が一定のルールで決まった場合は、値上げをするという場合は少なくとも本委員会等で——上げなければならぬというように、企業は機密主義を尊重して、そして消費者や生産者の立場は全くなげさじきに置いて、われわれはある程度は覚えておきますけれども公開することはできませんというのはどうかと思ひます。変動しないときに常時公開する必要もないと思ひますが、価格を上げなければならぬときには、なぜ上げなければならぬかという点については、その理由を国民がある程度理解ができるように、上げるということに対して賛成であるのかというところがわかるような措置をやはりとるべきであると思ひますが、いかがですか。それはできますね。資料を提示するとか……。

○澤邊政府委員 原価といいますが、各銘柄別に何千種類の配合飼料がつくられておりますので、それぞれ全部違うということになるわけでございますが、そこまではまだ私ども全部を把握しておるわけではございませんけれども、総体としての製造業者の四半期ごとの原価が大体幾らになるかという、御承知のように、原料価格が配合飼料の場合には八〇％を超えるわけでございますので、原料の価格変動が一番大きな要因で、さらに最近製造経費の値上がり等によりまして製品価格の値上げをせざるを得ないという面もございます。それらにつきましましては、われわれとしては、個別の名前を挙げるということじゃなくして、それぞ

れ平均的なものについて平均的に見まして、今回の値上げのうち何割は原料価格の値上げによるのか、その場合に、原料価格の中でも現地の買付け価格とか海上運賃あるいは為替相場の変動等による要因がどの程度であるとか、それからさらに製造経費の値上げ分は今回は織り込んであるのか織り込んでいないのかというふうなことにござります。本委員会におきましても御質問にある程度は答えしておりますので、その程度のこと、私どもとしては、幾ら公開しないといひましても、各企業の平均的なものにつきまして、大きな変動要因について御説明することとはその都度やっております。御意見を承っております。

○美濃委員 次、審議会についてちょっと大臣の御意見を承っております。これも原案提示が農産資材審議会の中の飼料部会というところであります。だから、いま直ちにこれをここで改定しなければならぬということは申しませんけれども、これは千数百万トンの、米よりも多い飼料の対策でありますから、やはり専門部会を置いた程度の飼料部会を強化するということ、生産者の意識も反映するように飼料部会を強化するということ、これについてこの際御意見を承っております。

それから、日本の畜産と飼料問題というのは大きな問題でありますから、将来はこれは独立する価値があるのではないかと、先ほども話がありましたが、これからは養殖も多くなるわけでありまして、農林水産部から、養殖のえさも含めた飼料部会というものを独立した機関として、独立した審議会にする必要があるのではないかと、御承知のとおり、当面は直ちにここで独立機関にせよという要求はしませんけれども、独立したぐらゐの機構に強化をして、いま申し上げたように、生産者の意見なりあるいはすべての国民の意見が反映できるような措置をとるべきであると思ひますが、いかがでしょうか。

○安倍国務大臣 先にちょっと申し上げますが、先ほどのいろいろの御意見につきまして、

貴重な御体験から出た御意見だと思ひて傾聴しておるわけでございますが、これらの御提案された問題については、今後法律が改正された際におきまして、この法律を運用する中において積極的研究、検討してみたいと思ひておるわけでありま

す。それから、いまの審議会の問題でございますが、この審議会は、この法律を施行する上においてまさに最も重要な役割を持つわけでございますから、私たちとしても、この審議会の運営に当たりましては慎重を期さなければならぬと考え

ておりまして、基本的には利害関係者はこれには入れない、さらにまたデータ等についてもできるだけ公開をしたい、こういうふうにも考えておるわけでございます。

なお、この審議会、部会で今度やるわけでございますが、この飼料品質部会を独立した方がいいのじやないかという御意見もあるわけでございますが、今日の段階におきましてこれを直ちに分けるというふうなことにしてはたしまたは考えておらないわけでございますが、いずれにしても重要な審議会、その中の部会でございまして、その運営につきましては特段と配慮を払って、本

当に権威のある中立的公正な委員会の運営に持っていくかなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでありま

す。○美濃委員 大臣は五十分をこえられるそう

です。これは道から農林省へどのように報告されておるかわかりませんが、この問題について、きょうここですぐにとりかかるとはいいませんが、大臣も十分検討していただきた

い。菌核病というのは伝染系統の病気で、菌核菌が伝染するわけですね。さらにこれが蔓延するということになると、北海道酪農は粗飼料の牧草がなくなつて壊滅してしまひますから、これは相当の対策を要すると思ひます。これについて早急に現地調査をするなり、あるいはいろいろの対策を検討してもらいたいと思ひますが、その御意見だけ承っております。これは最近起きてきた問題な

んです。○安倍国務大臣 いま御指摘の問題につきましては、実は、農林省として昨日北海道庁にこちらの方から問い合わせた状況をお聞かせいたひま

す。が、それによりますと、北海道の道東部を中心として牧草や小麦などに大粒菌核病が発生をし、牧草については、北海道庁で最近その被害状況について調査取りまとめを行った報告によりますと、十勝、釧路、根室、網走の四地区において、牧草作付面積三十一万六千ヘクタールのうち同病により若干でも冬枯れの被害を受けた面積が十四万九千ヘクタール、約四七％に当たるわけでありま

すが、被害二五％以上のものが三万八千五百ヘクタール、これは約一二％に及んでおりまして、釧路、根室地域の被害が大きいということでありま

す。このような被害に対しては、被害の程度に応じて牧草種子の追播、施肥、草地更新等の対策を講じる必要があるわけでありまして、実際に今回の被害が牧草の収量にどの程度の影響を及ぼすかにつきましましては、今後の牧草の生育状況等も待って初めて判断し得る面もありますので、今後北海道庁とも十分連絡をとつて被害状況の正確な把握に努めるとともに、対策についても慎重に検討してまいりたいと思ひます。

実は、これは、昨日こちらから報告を求めて聞いたばかりでございますが、この点については今

後十分北海道庁とも連絡を密にいたしまして、これと被害がさらに拡大をするというふうなことになるれば、早速これは手を打たなければならぬ、いまお話しのような調査等も行わなければならないのではないかと、と、こういうふうにご意見を伺っております。

○美濃委員 大臣、退席なさってよろしくございます。

次に、指定検定機関についてですが、これはどういうことになりますか。具体的に大臣が指定する検定機関ですね。これはどういう機構になって、どういうことを考えておられるのか。えき会社に持たすのか、それとも全く特別の機関をつくらうとするのか、指定検定機関というもののについての考え方を伺いたしたいと思います。

○澤邊政府委員 検定機関は二種類ございまして、一つは、安全性の観点から特定飼料について農林省の機関または農林大臣が指定した者が行う検定を受けなければならぬということで、これは事前に検定を受けなければ販売してはならないという規定が二条の四にございまして、その「農林大臣が指定した者」というのが検定機関になるわけでございます。これは安全性の観点からの検定を行うということでございます。

現在、この特定飼料といたしまして私どもが予定しておりますのは、落花生油かす、これはアラトキシンの問題でございます。それから抗生物質が予定されておるわけでございますが、その中で、抗生物質については農林省みずから検定をやるということにしております。落花生油かすにつきましては、日本穀物検定協会という公益法人がございまして、これを指定いたしまして検定をさせるというのを現在のところは予定しております。

それから、さらにもう一種類は、第三条以下が、いわゆる飼料の栄養成分の確保に関する品質改善面での公定規格を定めたり、あるいは検査をするということになっておりますが、そこで、第四条に公定規格に適合しているかどうかということを検

定する規定を設けております。これにつきまして、農林省の肥飼料検査所、それから都道府県にございまして飼料の検査機関のほかに、民間の検定機関を指定いたしまして検定をする予定にいたしております。これは冷凍食品の検査協会とか、あるいは食品分析センターとかいったようなものがございます。これに決めておるわけではございませんけれども、今後検討いたしまして、そのような公益法人であって、施設なり技術者なりにおいて検定を行うのにふさわしいというふうな機関を、申し出がございすれば指定してまいりたいと思っております。具体的な名前を申し上げましたけれども、決めておるわけではございませんけれども、たとえばの例として、現段階で予想されるものを申し上げたわけでございます。

○美濃委員 せっかく法律が改正されても、農林省の持つこれらの体制を進める能力が一番大切だと思っております。

次に、検定機関を置くこともやぶさかではないと思っております。ということが先ほどお話しがありましたが、参考資料でいただいたこの表にありますが、程度の機構と人員と予算ではこの膨大なえさの管理というものができぬのではないかと思っております。指定検定機関をつくっても、農林省が根拠はきつと行政官掌をして指導するだけの能力を持たなければならぬと思っております。これではそれは少し欠けるのではないかと、これを強化する必要があるのではないかと、と思っておりますが、いかがですか。

○澤邊政府委員 ただいま申しましたように、民間の中立性のある公益法人を指定いたしまして、二種類の検定を一部行わせるということをする予定しておりますけれども、特に、安全性に関する検定につきましては農林省みずからができるだけ行うというようにしていくべきだというふうに考えております。

農林省の肥飼料検査所が行います検査は、従来法律に基づかざる関連業務として安全性の検査もやっておりますけれども、今後は安全性の検査な

り検定に重点を置いて業務を実施していくというようにしたいと考えております。そのためには、現在の人員なりあるいは施設等の能力では不十分な面は確かにございまして、本法の施行時期までにできるだけ整備に努力したいと思っておりますが、その後におきましても、業務の実態に応じまして、施設面におきましても、あるいは技術者の数におきましても、能力におきましても、できるだけ充実を図っていききたいというふうに考えております。

県におきまして検査は、安全性よりはむしろ品質、栄養成分の面での品質改善に伴う検査が重点になると思っておりますが、これにつきましても、従来国から若干の補助をやっておりますが、今後さらに拡充をして県の検査体制を整備していききたいというふうに考えております。

○美濃委員 総合的に申し上げますと、安全性という問題は、どういふふうにお考えになりますか。たとえば二、三日前ですか、テレビに化学洗剤と石けんの問題等が出ておりましたが、化学洗剤あたりはほとんどたれ流しですね。この間もNHKですが、テレビでやっておりましたが、シジミなんかというのはおおむね各河口で取れるが、そこは化学洗剤でかなり汚染されておって、たれ流しです。から、シジミのおつゆを食べても、その中には人体に悪いものがやはり微量に入っている。それをいっぱい食べたから直ちにどうこうということはないにしても、肉を食べても、肉の中にはいわゆる不良飼料からくるところの添加物やなんかが入っているし、人体に対して添加物なんかというものは絶対体にいいものではないわけですね。たとえば夕食ですが、皆さんがご帰りになつて、奥さんがつくった夕食がずつと卓の上に並んだときに、その全部が汚染されておるわけですね。それを私どもは考えなければならぬと思うのです。たとえばほかのものは全部きれいで、ある肉だけが多少添加物が入っておるか、あるいは汚染されておるか、他のものは全く自然食で、自然の原型で何の汚染もないのだとなれば、その部分だけで

から私は聞かないけれども、いまになつてくると全部だ。皆さんお帰りになつて食卓の上に並んだものを見たときにそう考えてください。皆さんも私も同じ消費者ですが、夕飯を食べるときに、何を食べても皆汚染されておるわけですね。汚染されていないものはほとんどないという状況ではないでしょうか。

ですから、この根絶を期すという考え方に立たぬと、セクト主義になつて、その部分だけで評価するから、この程度は大丈夫じゃないか、そう人体、人体と言つて神経質になる必要はないのじゃないかということになる。それは全部総合的に重ならないわけですね。総合的に重ならないと、結局はがん細胞の原因を起す。あるいは、私は医者ではないからよくわかりませんが、最近、何が原因になつて起きてくるのか、いまから十年前、十五年前と比較すると、特に血圧がものすごく変動しておる。はなはだしくは小学生で高血圧になる。薬を飲まなければならぬ。いまから二十年前、三十年前にはそんなことはなかったですね。私どもが子供のころはこれは遺伝病とされておったわけですね。あそこは中風の血統の家だと言つて、高血圧は遺伝病だったわけですが、最近高血圧は遺伝病じゃなくなつてきたわけですね。この血圧の障害も、総合的なそういう食生活が原因という欠陥から来てるのだと私は考えております。

その反対に、肉を食べたり、抗生物質にいい薬ができて、結核に対する抵抗力と的確な治療薬ができたために結核の死亡率や何かは少なくなつたけれども、今度は血圧系統の病気ががんが多くなつてきた。これはすべて食生活から起きてくる原因にあることには間違いないと私は思うのです。客観的に判断したその判断には間違いないと思つた。ただし、その原因の探求は、私どもは素人です。医者でも科学者でもないからできないが、最近の国民全体の傾向として、血圧の変調が目立ち、がんが多発している。がんが非常に多くなつてきておる。まだまだこれは多くなつて

いますよ。がんというものはまだまだもっと多発して来ると思う。その原因はやはり食べるものにあるということだけは間違いないと私は思うのです。

そう考へるときに、これらのことについては慎重に真剣にやってもならなければならぬ。現場のセクト主義で、畜産局は、この程度は神経質にならぬでもいいのだとか、魚の方は魚の方で、化学洗剤のたれ流し程度は大したことはないのだとか、こういうことになっていくと、さき申し上げたように、皆さんがお帰りになって夕食を食べるときに、その食べるものの全部が汚染されてしまつておるといふことになるわけだ。そうすると、微量であっても食べるものの全部が汚染されておるから、体内に蓄積されていくわけですね。これらはその結果起きてくる現象であると思うわけです。

ですから、せっかく法律も強化されるわけでありまして、そういう総合的な観点に立つて、十分に法律の効果を發揮して国民の生命を守るというところに努力してもらいたい。これは国民の生命を守るだけではないで、自分の生命にもつながつておるわけだし、生命を守るということに万全の配慮と努力を期待いたします。

お屋も大分過ぎておりますので、多少私時間はありますが、以上で質問を終わります。

○坂村委員長代理 この際、午後二時十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時十二分開議

○滋谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。竹内登君。

○竹内登委員 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案に關して、それに関連する若干の質問をいたしたいと思ひます。

まず、農林大臣に最初にお尋ねいたします。

でも、この法案に關連をして何人かの委員が質問をしてゐるのを聞いていて、きわめて重要な問題に關して確かめておかなければならない問題があります。それは飼料に關する問題で、農林省の政治姿勢の問題であります。

第一は、えさの原価の公開がどうしてもできないという問題で、第二点は、配合の成分の公表ができないという問題です。この二つの問題は、農家に對してみれば何よりも最初に知りたい問題であるわけでありまして、これが明らかにされてゐない。そして、この法案は安全性の問題に中心があるわけですが、その安全性の問題に、何といつても農家が一番知りたい原価の公開と配合の成分の公表という問題に對して、それを担当する農林省が明らかにできないという、その基本的な理由についてまずお尋ねをしてから法案に入つていきたいと思います。

○安倍國務大臣 原価公表がなぜできないのかという第一問でございますが、農林省は、主要な飼料メーカーから原価についての資料を提出させておるわけでございますが、これは飼料の原価の公表をしないという約束で提出を受けておるわけでございます。この資料に基づきまして、農林省としては、三月に一回配合飼料の価格改定が行われる際に行政的な指導をいたして、配合飼料等が適正に決定されるようにいたしておるわけでございます。したがつて、原価については、企業がみずから進んで原価の公表をしない限りにおいては、企業から農林省は約束によつて資料を受けておるわけでございますから、農林省としてはこれを発表するわけにはいかないわけでございます。原価につきましては、飼料だけでなく、いろいろの企業等におきましても最も重要な企業の秘密に属するわけでございますので、そうした観点からこれを公表することはなかなかむづかしいと考へておるわけでございますが、飼料の価格決定については、行政指導等によつてこれらの原価を中心にして適正に決定されておる、こういうふうに私たちは理解いたしておるわけでございます。

第二点は、配合の割合を明らかにしろということでございます。今回の法改正によりまして、栄養価についてはこれを表示することになります。が、この栄養価の表示によつて飼養管理上の判断ができる、また、成分については種類を明示することによつて農民も選択ができるというふうに私は考へておるわけでございます。配合割合、配合率といふものは企業間の競争の非常に大きなものになつておるわけでありまして、企業はこの配合割合を農民の要求に適したように決めるということとで商品の競争を行つておる。したがつて、配合の率を明らかにするということは、せっかくの企業の自由に基づくところの品質をよくする競争にブレーキをかけるということにもつながつていくのではないかと考へておるわけでございます。飼料の価格、特に國際價格が最近非常に大きく変動いたしておりますし、配合割合も絶えず企業間において變えておるわけでございます。したがつて、これを公表するとしても、次から次へと變えていくわけですから、そういう点で事務的にも問題があるように思ふわけでありまして、また外國においても配合割合を明示するということはやつておらない。そういう理由によつて配合率は明示しないというところで今日対処をいたしておる。配合割合を明示しなくても、農民は栄養価を明示することによつて飼養管理上支障はないというふうに私たちは判断いたしておるわけでありまして。

○竹内(登)委員 この問題については、きのうも中川委員が非常に時間を費やして、農民の要求をここに明らかにしてほしいという要求をしたけれども、いまの農林大臣の説明を聞いてみると、企業の秘密だと言つて、企業の立場に立つておられる。これを使う全国の農民がこれを要求しているのです。農林省といふのは、農民の生活を守り、生産を向上し、食糧を自給するためにあるわけでしょう。そういう農林省が企業の立場に立つて、企業がどうだのこうだの言つていたのは、それは通産省かあるいは別な省の立場だと思ふ。農民の要求をもつと素直に聞いて、そしてこ

の二つのきわめて重要な問題に對して答へをすることが農林大臣はどうしてできないのか、もっと率直なことがどうして言えないのか、この辺はどうなんだろう。依然としてそれはどうしてもできないというのは、何か法律があつてそういうふうになつてゐるのか。そういう法律があるのですか。

○安倍國務大臣 これは飼料だけの問題ではないと私は思ひます。現在の自由主義經濟體制の中にあつて、企業の秘密といふものが尊重されて、その企業のお互いの努力によつて經濟の伸張を圖つておるといふことでございまして、企業の秘密に屬する原価の公表といったことについては、ただひとり飼料のみでなくて、全體的な經濟的な一つの今日のこの體制という中で理解をしていただかなければならぬと思ふわけでございます。

また、この配合率の問題につきましても、これはお互いの企業間の競争の非常に焦点になつておるわけでありまして、この配合率についてお互いの企業が切磋琢磨することによつて、むしろよい飼料が農民に提供されるというメリットもあるのではないかと考へておるわけでありまして、農林省が企業の言ひとだけ聞く、企業に密着してゐるということでは決してないということだけははっきり申し上げておきます。

○竹内(登)委員 そうは言ひけれども、やはり企業の利益を擁護してゐるとしかとれないということだけは明確に記録にとどめて、農家の皆さんに報告をして判断を仰がなければならぬ。そこで、これ以上この議論はしない。

その次に、飼料、特に濃厚飼料の場合には年々輸入が増加して、現在千八百萬トンないし千九百萬トンといふものが外國から入つてくるということとで、現在の状況が続く限りにおいてはこれは当分減ることはないだろうし、ますますふえる可能性がある。こういう場合に、その輸入の窓口が商社であり、したがつて、この商社のために企業秘密を守るといふことは、今後自民黨政府が続く限

り、依然として農家の要求と相反することがやられるという形になる。去年のえさの値上りのおかげにこういふ事件が起こっていることを御承知だと思ふのです。えさの会社がつぶれたという話は私は聞いたことがない。ところが、農民大会に行くと、浜松の農民が自殺をしたということもあり、畜産の農家が非常に減っております。これはもう農林省の統計でもわかるわけだ。農家が減っている、特に乳牛などというものは頭数も減っているという状況であつて、一方で畜産を振興しようと言いがら、そのもとになるえさのえさに關しては依然としてその原価と栄養分というものは明らかにされないという状態では、やはり農民は納得できない。しかしながら、それを買わなければ農民はやっていけないことだから、不満だけれどもやむを得ずに従っているという形ではないかと思ふのです。

こういうことでありますからこれはもう余り答弁を必要としないけれども、私たちの意見として、この問題に対しては大変不満であるということとを申し上げると同時に、もう一つ、こういう点については考えられないかという点を申し上げますが、長期にわたって外国からの輸入が避けられないならば、いっそのことを国が管理をして、公社が公団が事業団というような方向でこの問題を取り扱って、まず政府が原価を把握をする、そして取り扱いは商社がやってもよろしいということにしたらどうだろうか。いま農林省で考えている中で、食糧の備蓄という問題が考えられているが、その備蓄をする場合に、ある法案をつくるときに公団が公社かという問題が問題になるだろう。こういう問題を考へてみる場合に、これは一つの案だと思ふのだけれども、ここら辺はどうだろうか。

農協は、われわれが折衝すると、商社が明らかにしないから農協も明らかにしないのだということである。商社との関係で原価を明らかにしない。農民は非常に不満なんだ。えさの四割を扱っている農協は、商社ではないのだから大もうけを

しているはずがない。だから、やりようによれば明らかにできないことはない。そういうことに對しては考えられないか。この点はどうかだろうか。○安倍内閣大臣 日本は畜産は今後も安定的に成長していくし、さらにまた畜産に対する需要も安定的に伴ひていくのではないと思ひます。そのなつてまいりますと、飼料穀物につきましても、国内においてはとうてい自給できないし、外国から輸入せざるを得ない。そこで、飼料穀物については今後とも輸入が増加していくことはやむを得ない趨勢であらうと思ひわけでありま。

その際に、配合飼料等について、麦につきましてもは食糧物資でございますから食糧の制度の中において運管されるわけでありまが、麦以外の飼料穀物等につきましては、これはやはり民営という姿で今日まで来ておりますし、民営というものによつてお互いに商社等も切磋琢磨をして、安い価格で外国から輸入をしてこれを買つて、そして国内に輸入している。外国の農産物等の飼料穀物等の価格の変動等も非常に激しいわけでございますので、そういういろいろの条件から見ますと、今日のこの姿というものを續けていくのがやはり適當ではないかと思ひますし、麦以外の飼料穀物についても、これをさらに国家管理にしようという御意見もあるわけでございますが、こういうことになれば、また第二の食糧というふうなことになるか、ねない面もあるのではないだろうかと思ひわけでございます。

しかし、飼料価格を安定して輸入し、そして安定して生産農民に供給するということは非常に大事なことでございますので、これについては、今は、民間貿易でございすが、政府としては、いわゆる中長期にわたるところの外国との間の契約、協約というものを結ぶことに対して政府そのものが協力をしていく姿は今後とも積極的に打ち出していかねばならぬと思ひつております。オーストラリアから砂糖を民間貿易の中で長期契約をして輸入をいたしておるわけでありまが、これに対しても政府は協力いたしまして、こ

れが砂糖の価格安定には大きく役立っておりますから、そういうふうな形を飼料穀物等についても考へていく必要はあると私は思ひわけでございますし、同時に、また、国内の飼料穀物の安定供給という面については、国会におきまして親基金制度等も発足させていただきまして、こうした基金制度も大いに活用して、異常な値上り等については基金がこれを補てんをするというふうなことで、飼料穀物の安定的な供給を図つていかなければならぬと思ひわけでございます。

また、同時に、飼料穀物の需給は最近世界的に非常にアンバランスになる可能性もあるわけですから、備蓄問題というものが大きな課題になつていくわけでありまが、わが国としても飼料穀物についての備蓄というものは積極的に取り上げて考へていく必要があるのではないかと思ひます。その際の備蓄について、民間でこれを備蓄するという姿が今日の姿でございますが、民間だけの力によつて安定的な供給をするための備蓄というものが実現されるかどうかという点については私も一つの疑問を持っております。こゝにございまして、この点については、いまもお話しがございまして、したような点も含めて研究をしていくといひます。か、検討をしなければならぬ問題であらう、と、こういうふうには私は考へておるわけでありま。

○竹内(益)委員 えさの問題でもう一つ伺ひます。五月二十二日の毎日新聞によると、アメリカのニューオーリンズの発表によつて見ると、アメリカで飼料穀物を輸出している商社や、その取り扱っている者の中に大変不正があり、品質や数量をごまかしているという記事が出ております。そして、ソ連では被害国としてアメリカのそれを告発しているというふうな話まで出ています。だから、これは海外に依存をしていっても、国と国が責任を持つてやるならいけれども、民間だけに頼ると何が起るかわからない。そういう場合においては、大がかりな被害が起らないとも限らないということにもなりかねない。これは何も答弁

は要らないが、こういうわれわれが心配する問題を前提にして、そういう形で、えさの問題についての農民的立場というものを私は農林省にもっと強く要望をしたい。そして、先ほどの輸入に關する問題についても一考をしてほしいということを要望しておきます。

そこで、この法案に入つてまいりますが、今日までのこの法案を出すに至つた経過の中で、どういふような病気がどんな飼料によつてどの程度発生したかということが実は法案を出す前提になつていくわけで、われわれもこれを要求したわけですから、そういう点について農林省として説明ができるかどうか、それをまず説明をしてほしい。

○澤邊政府委員 今回の法律改正は飼料の安全性の確保という点で新しく規定を設けたという点が重点になつておるわけでございますが、従来の経緯から見てどのような問題があつたのかという点について事例的に申し上げてみますと、飼料に起因するいろいろの事故がこれまで発生をしておりますが、その中には、飼料の給与方法を誤つたといふことのために事故が発生したとか、あるいは飼料が腐敗したとか、あるいは交配したにもかかわらずそれをそのまま使つたといふことによりまして事故だけではないに、最近特に問題になりますのは、飼料中に有害な物質が混入するといふことに伴ひまして事故が発生するといふことが見られたわけでございます。

例を申し上げますと、まず、最後に申し上げました有害物質が混入して事故が発生した例といたしましては、御承知の四十三年に、九州地区を中心に、四国地方にも発生しましたPCBに汚染されたダーク油による鶏の被害がございまして、この被害は鶏死を含めて約二百万羽に達したといふことでございます。さらに、給与方法が適切でなかつたということのために発生した事故といたしましての例は、四十八年に富山県下に発生したところの、尿素系飼料であるダイブを使用した配合飼料によつての乳牛の斃死その他の事故が発生をいたしまして、こ

これは約二百頭の被害に及んでおります。

さらに、飼料の腐敗、変敗による事故といったしましては、四十七年に大分県下で発生しました乳牛の下痢、乳量低下という症状で百頭について被害例がございます。

これらの事故が発生しました際には、すぐに回収をさせるとか、あるいは原因究明等を行いまし事後措置を講じたわけでございますが、そのような事故の発生と原因の究明の経験を踏まえて、PCBにつきましては飼料中の許容基準を設定し、ダイブについては、その使用方法について一定の制限を設け行政指導をするというようなことをやってきておるわけでございます。これらの措置はとりあえず事故が発生した場合の応急の措置でございまして、これを事前に安全性の観点から基準、規格を定めたり、あるいはそれに適合しないというものにつきましては、販売を禁止するとか、廃棄処分を命ずるとか、回収を命ずるとかいうような具体的な処置を、これらを従来は法律に基づかずして種々やっておりましたのを、この際はつきりと法律の根拠に基づきまして、法律上の義務を課するというようなことによりまして安全性確保の徹底をしていきたい、こういう考えに基づきまして今回法律改正をお願いしておるわけであります。

○竹内(猛)委員 経過についてのことは大体理解はできるのだけれども、きのうから安全性という問題が実は問題になっている。安全の基準というもののついて、きのう島田委員の質問の中でもいろいろ問われたけれども、依然としてこれが明らかでない。発生した経過はわかるし、それから問題もわかるけれども、それなら何が安全基準なのかということ、これがわからない限り法案審議の意味がないわけだ。

きのうは有吉佐和子さんの小説なども引用した中で、経済性が大事かあるいは安全性が大事かという、農林省のある人は経済性が大事だというように言われたという話もあったが、私は、安全性と経済性というものは両立してお

て、どっちが大事だというようなものじゃないだろうと思う。一緒に同時並行的に考えるべきものだと思うのです。そういう意味で、安全性という問題についてなお不明確だから、安全性という問題はどこでだれがどういうぐあいに決めて、そして何が安全性なのかという、この内容を明らかにしなければ法案を審議する意味がないと思うが、これはどうですか。

○澤邊政府委員 安全性というのは具体的にどういう内容のものであるかという点のお尋ねでございますが、安全性は、人の健康に対する安全性と家畜に対する安全性と両方あるわけでございます。もちろん、前者の人の健康を損なうことのないようにという意味での安全性が特に重要であるわけでございまして、人の健康を損なうおそれのあるような畜産物が生産されたり、あるいは家畜に被害が生じて畜産物の生産が阻害されるような状態がないようにすることが安全性を確保するということになるわけでございます。

具体的に申し上げてみますと、人の健康については、飼料なり飼料添加物の中に有害物質あるいは病原微生物等が含まれておいて、それが畜産物に残留をし、その畜産物を摂取することによって人体の中に入ると、またそれが蓄積をされるというようなことが心配されるわけであります。それらによりまして人体の発がん等の誘因になったり、あるいは生殖への影響があったり、人体内の微生物への悪い影響を及ぼすとか、その他人間の健康を阻害する要因になるというようなことのないように、飼料なり飼料添加物の生産、保存、使用につきまして基準を定めるわけであります。あるいはまたその成分についての規格を定めるということを考えておるわけでございます。

たとえて申し上げますと、抗生物質が飼料の添加物として利用されておるわけでございますが、これが家畜を通して畜産物に残留して人体の健康を損なうというこのないようにするためには、残留させないためには、使用の限度、添加の限度をどの程度にとどめるかというような基準を定め

るとか、あるいは発がん性を持つと言われるカビ毒、落花生油かすのアフラトキシン等がこれに当たるわけでございますが、これが牛乳や肉や卵に残留しないように、飼料の中には一定の許容限度以上は入れないようにするというような見地から基準を定めていくということになるわけでござい

ます。もう少し配合飼料の場合で例を申し上げますと、配合飼料の場合には、一般的に、成分規格としてPCBの含有量は何ppm以下というように決める、BHCにつきましても同じように含有量につきまして限度を決める、それから配合飼料の製造基準としては、落花生油かすを配合する場合に用途別に一定の配合率以内であるということ、尿素の場合も同じように用途別に配合率を決める、あるいは飼料添加物を配合飼料に用いる場合には適応容量を畜種別に決めていく、これらはそれぞれに添加物に応じまして、配合飼料に応じまして違いますが、ここで具体的な数字は申し上げませんけれども、そういうふう決めていくわけであります。

それから、保存の基準につきましては、飼料添加物につきましては、遮光した密閉容器の中に保存するようにするというような保存基準を決めるとか、あるいは抗菌性製剤が添加されているような配合飼料は食用に使用する五日前の家畜には使わないようにするというような使用基準を決めるとかいうこと、それらにつきまして一定の表示を義務づける。これは配合飼料一般につきましても、あるいは個々の単体飼料あるいは飼料添加物あるいは配合飼料に限らず、全体の飼料に共通するものにつきましてもそれぞれ基準を定めるということになるわけでございます。

特定のものについて申し上げるのもいかがかと思いましたが、一般的にはそのような考え方で基準、規格を設定していくということでございます。

○竹内(猛)委員 それでもやはり安全基準というのはきわめて人体に影響を及ぼすということ、あ

るいは家畜でそれを食べたものが害になるということ、この二点でしょう。あとはそれを予防するための処置でしょう。人体に影響するかもしれないのは、それは結局人体に影響しなければわからないことでしょう。それはどうなんですか。初めからわかるものだったら問題にならないはずなんだからね。

○澤邊政府委員 これは既存のいろいろな試験研究の成果もありますし、外国の事例等もございまして、それからまた国の試験研究機関におきまして研究成果もございまして、それらを見ながら基準、規格を決めるわけでございしますが、ただ、新しいもの等につきましてどうするかということの問題になるわけでございしますが、たとえば新しい飼料ができましたとか、あるいは飼料添加物ができましたという場合には、あらかじめ国がそれらの安全性を確認するための試験の基準を決めておきまして、それは理化学的な試験だとか、あるいは動物試験だとか、あるいは残留試験というふうな試験をやって確認する。しかし、それは物によって違いますので、個々につきま

具体的に基準を決める必要があると思ひます。けさほど来問題になさっておりますが、PCBにつきましてはどうするんだということですが、そういうことについての安全性の評価をするための基準を技術会議におきまして研究を始めるわけでございます。そういうものは現在はないものをつくるということもありますが、既存のものでもあらかじめわかっているものについては試験の基準をつくっておき、それに基づきまして製造業者が自分でつくったものを試験をするわけです。その試験データをわれわれの方に持ってきて、それを見た上で、これは結構だということになりますれば、もちろん資材審議会に諮って決定をするわけでございしますが、それを新しい飼料あるいは飼料添加物の基準として、あるいは規格として設定をしていくということになるわけであります。

○竹内(猛)委員 安全性の問題だけでも大変時間を費やした。これはやはりこの国会は見送って、

次の国会まで大いに議論しなくちゃだめですね。そういう点で、われわれは安全性の問題だけでもまだこれだけの疑問があるんだから、これはひとつゆっくり議論するようにしようじゃないですか。そういうふうな感じがしますね。せっかくなの答弁があったのですけれども、そこあたりはまさに解説が何かに出しておかないといけないことであると思うのです。これだけの時間を各委員が費やしてきたのですからね。

そこで、いま添加物の話が出たのですが、添加物の問題と関連してこういうことを私は聞いてみたいと思うのです。

畜産を振興しろということ、これは米麦に次いで畜産も大事だ。海洋法の問題から含めても、動物性のたん白を畜産に依存することは避けられないことになる。そうすると、畜産振興というのはわれわれにとってはいいやでも至上命令である。だとすれば、えさがないのですから、そのえさをどういうぐあいに考えていくのか。自給飼料、購入飼料、それから老廃物の廃棄物の利用という問題になってくる。廃棄物の利用ということになるという、今度は化学的ないろいろな作用をするから、当然これにはいろいろな添加物の問題もあるだろう。そして問題になったSCPですか、ああいう問題も問題になることになるだろうと思うのだが、この期待量というものは、今後の飼料政策として、この三つの分野に分けた場合に、どういう期待で日本の飼料の政策を立てていくという方針を持っているのか。

○澤邊政府委員 畜産物の需要は、従来ほどではないにしろ今後も伸びると思いますので、それに応じた国内生産をふやしていくことのために、飼料の需要も当然着実にふえていくということになるわけでございます。

そこで、われわれは飼料の供給をいかに安定的に確保するかということですが、安定的に確保する方法といたしまして、国内でできるだけ自給率を高めていくということが必要になるわけでございますが、残念ながら、濃厚飼料あるいは濃厚飼

料の原料につきましては国内では一定の限度があるということでございますので、まず、自給飼料といえますか、粗飼料といえますか、牧草、飼料作物等の国内生産をできるだけふやしていくということに重点を置いて考えていくべきだということに考えております。そのためには、草地の開発造成あるいは既耕地の飼料作物としての活用、さらに野草地あるいは林野内の下草等も積極的に活用していくということによりまして、国内の未利用の粗飼料資源をフルに活用していく、これまでも余り利用されておられない稲わら等につきましても粗飼料資源として活用、拡充していくというように、こと等、各般の対策を講じまして粗飼料の自給率を高める、それによりまして草食動物でございす大家畜、乳牛なり肉牛につきましても粗飼料の給与率を高めるといふこと、これがコストを下げると同時に家畜の衛生上にも好ましいわけでございますので、効率を高めるといふことにもなるわけでありませう。

それらをやりまして上でな濃厚飼料につきましては、トウモロコシとかマイロ等につきましまして、国内におきまして増産を大いに図るといふことはなかなか困難である。生産性の格差の問題あるいは土地利用の競合の問題があり、風土的にも不適作な地域が多いという点から考えますと、これを大々的に国内生産するということは必ずしも現在賢明ではないというように考えますと、これは海外からの安定的な輸入に依存せざるを得ない。そのために、先ほど大臣からもお答えがございましたような長期契約とか、あるいは開発輸入とか、その前提としての開発に対する協力とか、あるいは輸入先の多元化というようになことをやる必要があるかと思ひます。

さらに、濃厚飼料の中で問題になりますのは麦でございます。これは現在水田の裏作が活用率が非常に低い。それを利用するのは土地利用を高めるといふ意味からしても望ましいことでございます。そのために、食用の麦と並んで飼料用の麦についてもできるだけ国内で生産を行うというよう

なことで、三十万トンくらいの生産目標を六十年に予定しておるわけでございます。

○竹内（猛）委員 局長の答弁はまことに親切だけれども、ポイントを外してしまつて時間を消耗するから、聞いたことに対してはさつと答えてもらいたいだけだけれども、ぼくが聞いたのは、要するに、今後畜産が大事だ、えさが必要だ、そのえさを自給でとれだけ、粗飼料で幾ら、濃厚でとれだけ受け持つて、それで新しく老廃物とかか廃棄物をいろいろ研究してどれぐらいのものを期待をするのかという、こういう三つのものについての比率を、おおむねどれだけかというのを聞いていたわけだ。ところが、いまは二番目まで言つて三番目が抜けちゃつたが、一番大事なところが抜けちゃつたから、これはぐあいが悪い。

○澤邊政府委員 廃棄物についてのお尋ねでございますが、これは今年度から技術会議におきまして試験研究を開始するという、農林水産物の廃棄物を利用したSCPの開発というところもございませうが、これまでの各種のでん粉のかすとか、あるいはビールのかすとか、そういうものもできるだけ活用していく。先ほど申しましたわら等も、これは廃棄物と言ふとどうかと思ひますが、従来は飼料的にはだんだん利用が低下しておつたものも拡充をしていくというようになことを考えておるわけでございます。

それで、六十年の見通しで申し上げますと、濃厚飼料と粗飼料につきまして、粗飼料の給与率は六十年目標では三十一パーセントを目標にしております。ちなみに、四十七年度はこれが二三・四パーセントという供給率でございますが、飼料全体の中で粗飼料の供給率でございます。それを先ほど申し上げたような趣旨で三十一パーセントを予定いたしております。

濃厚飼料の供給率は、これは自給率で申し上げますと、六十年に二八・三パーセントというふうに目標を

置いておりますけれども、これは濃厚飼料全体につきまして自給率が低下をいたしておりますけれども、中小家畜を中心といたしまして濃厚飼料の需要が非常にふえるというところのために、麦等で生産をふやしましてそこまでは及ばないということでございます。

○竹内（猛）委員 それで、いま問題になるのは、粗飼料で病気が出たり被害が起るということとはあり得ないことだし、濃厚飼料でも、最近では農家が配合というのに対して非常に疑問を持つて、農家自体でいろいろと考へてやつてゐる場合がある。たとえば単体で農家が配合する場合があるが、こういう場合は別に問題がないわけではしやう。いろいろな検査とか、そういうことは問題ないので、結局農家自体が自分の知恵でやるわけだが、そういう場合にはルートが問題になる。それから今度は、魚のかすを使つてトウモロコシやウリヤンに加えて、そして二種混をやる場合があるのです。そういうときには農林省としては一体どういふような指導なり何なりを考へておられるか。

こういう農家の知恵というものがあつて、私の方の茨城県の豊里町では、いろいろなおがくずを利用しておいのい養豚を盛んにやつてゐる。これも農林省の指導でやるよりは、むしろ静岡県の掛川のある畜産の見学をして、そしてそれを使つてやつてゐるのです。えさに発酵菌を添加して、そして大変りっぱな生産を上げてゐる。これは町が挙げてやつてゐるわけだ。こういうぐあいに農林省のいろいろな指導を乗り越えて各地でいろいろな形でやつてゐる場合に、これを一体どのように考へられるのか。これはどうですか。

○澤邊政府委員 それぞれの立地条件に応じまして地元で活用できる、購入できるいろいろなかす

類等を利用して効率的な飼料給与をやっている例は非常に多いわけでございますので、これらは購入飼料である配合飼料にのみ依存するよりは有利な場合が非常に多いわけでございますので、好ましいことだというふうに考えます。

それから、最近配合飼料への依存が高過ぎるという点から、自家配合をするという例がかなり出てまいっております。これは政府操作飼料を比較的潤沢に単体飼料として購入できるような農家、あるいは二種混合飼料を容易に入手できるような港湾隣接地域におきまして大規模な畜産経営がやっておるわけでございますが、これはコストダウンになる場合もございますし、それから別の意味では、飼料添加物などの入っておらない飼料をみずからつくって使うのだというふうな考え方から行われていた例もあるわけでありまして、ただ、これは農家の飼料の配合についての栄養的な観点からの技術水準がある程度水準に達してございまして、栄養バランスを崩すということによりまして飼料効率が下がるという場合もございますので、そのような一定水準の技術のある農家が成功するわけでありまして、

それから、さらに、コストは安くなる場合もございますけれども、かなり大規模な飼養農家であり、しかも先ほど言いましたような港湾に非常に近くて安い二種混合飼料が入手できるとか、あるいは政府操作飼料がこれまでの経緯から見て比較的他の地域よりは手に入りやすいとか、そういうような立地条件がなければコストダウンにもならない。かえって割り高になる場合もございます。それらを考へて、条件の恵まれたところは非常に好ましいことだというふうにならねども、考へておるわけでございます。そのためには技術水準を高めるための指導も必要であろうというふうに考へております。

なお、単体のトウモロコシにつきましては関税の割り当て制度がございまして、一定数量までは一〇%の関税にとどまっておりますわけでございますが、これにつきましても、配合飼料用のように関

税なしまでには至っておらないわけでありまして、これは御承知のように国内のてん粉保護のために横流れするのを防止するという観点から、単体のトウモロコシについては関税がかかるわけでございますが、これも何か横流れを防止するような方法を考へまして、単体飼料として無税にできるような方法がないだろうかというのを種々検討しております。そのようなことがもしできますれば、農家の自家配合にも非常に役立つのではないかとこのように考へておりますので、基本的にはそのような条件を整備しながら奨励をしております。たいというふうな考へております。

○竹内(猛)委員 魚粉の問題については後で島田委員が若干質問を追加しますから、それは最後に残します。

そこで、時間もだんだん過ぎてきましたから質問を続けますが、この法律によると農資材審議会ができる。その構成、運営についてもいろいろ要望があったから私はこれを過ぎていきますが、そこで、この飼料の製造管理者というものが問題になってくる。柴田委員の質問に対しては、管理者を獣医とか薬剤師とかいうようなものに委嘱をしてやるということになっているようですが、先ほど答弁があったようなきわめてむずかしい内容を持ったものに対して、いまの獣医の体制なり管理者の体制が果たして十分にこたえられるかどうかという問題について若干答へを求めたいと思ふ。

獣医の問題については、前に伝染病のときにもいろいろ質問をして、配置の状況やそのことは大体わかりましたが、獣医師会の方からのいろいろな要求によると、給与の面あるいは配置の問題等についてはいろいろ不満があるようです。この点については、獣医のいない地域も多々あって、偏在をしているという向きもある。

そこで、獣医の今後の取り扱い、教育は文部省の方でやるわけだから、向こうの要望では獣医の大学を六年制にしてほしいという要求があるし、農林省は卒業して出てきた獣医を今度は農林

行政の中でそれぞれ活用していくわけですから、そういう点については、日本の獣医の体制というのがこのままではやはりいろいろ問題があるように思う。表を出してもらったところによると、世界的に見て獣医の数は必ずしも少なくないというように考えられるし、それから、一人の獣医が担当する家畜の数も日本の場合には余り多くないわけだから、したがって収入が少くないというようにも出てくるわけで、いろいろ考慮しなければならぬ点があるが、この点について、文部省と農林省の両方から答へをいただきたい。

○澤邊政府委員 農林部におきまして産業動物関係の獣医が地域によっては不足をいたしております。これは、家畜の飼養密度の非常に低いところ、飼養頭数の少ないところというような地域が特にそのような不足現象が見られるわけでございます。まして、家畜の頭数が少ないために診療頭数も少ないというところのために獣医の収入が高くならない。しかも、不安定である。あるいはまた、そのような地域は往々にして生活環境も非常に悪いというところのために不足を来しておる点があるわけでございます。これらの不足をそのまま放置いたしますと今後畜産振興上非常に支障を来します。そこで、四十八年度と四十九年度の二カ年間にわたります産業動物獣医師総合対策検討会というものを開きまして、それに対する対策を種々御検討願ったわけでございます。

・それらの対策の一端をいたしまして、今年度からそれらの農村地域に獣医が定着するようにするために、施設なり、機械器具なり、あるいは車なりといったものに対して助成をすることにしようとしてモデル的な地域を四カ所ばかりつくつていきたいというように考へております。今後はその成果を見てさらにふやしていくことも考へております。しかし、何といいたしても待遇を改善するというのが基本になると思ひますので、共済の診療点数表の中の技術料の引き上げを本年度から七五%やっておりますし、それから雇い上げ獣医師手当、伝染病関係の主体をいたしました

手当てにつきましても今年三十%の引き上げを行つて、今後ともそれらの改善を引き続きやることによりまして農村に定着するように努力をしてみたいと思ひます。

なお、獣医の教育年限のお話しかと思ひますけれども、獣医に對します必要が、産業動物はもちろんのこと、都市関係の獣医につきましても、あるいは公衆衛生面につきましても非常に高まっておりますので、人間のお医者さんと同じように六年制に延長するというものについての強い要望がありまして、農林省としても、それは望ましい方向ではないかということで、現在種々文部省で御検討いただいております。

○瀧澤説明員 大学における獣医学教育の問題につきましましては、いまお話しがございましたように、現在四年制でやっておりますわけでございますが、四年では年限が不足であるという御提案がございまして、かねてから農林省あるいは獣医師会をはじめ関係団体等からいろいろ御提案をいただいております。これにつきましては文部省の方ですでに検討をいろいろ詰めておりますが、教育内容の問題だけではございまして、獣医師の需給の関係あるいは農学部との関係、あるいは大学院との関係、あるいは畜産その他の関連の学科との関係、そういう教育研究の組織上の問題等もございまして、なお慎重に検討すべき問題が多々あるわけでございます。

幸いことしの予算で獣医学の調査費を若干いただいておりますので、近々専門家を中心といたしまして調査会を発足させまして検討を続けてまいりたいというふうに考へております。

○竹内(猛)委員 法案をわれわれは慎重審議をしていきたいというところでございますが、なおやがてこれは通さなければならぬ。法案をよくして、そのときにはやはり体制が大事だから、獣医の問題についてはいろいろなことを要望しておきます。

そこで、だんだん時間もなくなつてきたから、今度はえさの需給の問題で伺いますが、われわれはなるべく国内のえさで畜産を振興させていき

というのが前からの念願なんだ。だから、先ほど局長から答弁があったけれども、局長の答弁はどうしてもポイントに触れないから、これは後でなお別な時期にやらなければならぬわけですが、私は四十七年の七月のこの委員会でも言ったが、いま通産省がアルコールをとった後の廃液で公害防止と廃棄物の活用という形で、テクノロジーという名前の飼料をかなり長い間研究をしておりますが、私のところでもアルコール工場があつて、そこでやつて、工場の中に牛を入れて、実際に牛の体を通して研究をしております。こういうものを研究しながら進んでおるのですが、農林省の方でも試験場等々で新しいえさを研究すると言つたが、石油たん白のようなどうしてか理解ができないようなものではなくて、現に牛が食べて大きくなり、しかも乳を出しているという形であるものを真剣に取り上げてもらいたい。

そこで、これはすでに二年前にここで問題を出しておるわけですから、技術会議の方から、もう一つはそれを進めている通産省の方から、これについての若干の経過と、今後の取り扱いについての報告と、それから方針を述べてもらいたい。○小山(義)政府委員 アルコール発酵の原料がでん粉から糖みつに転換をされた結果、従来のように固型分の多いアルコールかすを使うということができなくなりました、新しい使用の仕方を考えなければいけないというふうなことから、私が知っておる範囲では、昭和四十年代の初めごろから数県でこの問題に取り組んできたように承知をしております。また、最近では、いまお話しのごさいますいた通産省のアルコール事業部の方でこの問題と取り組まれ、さらに東京大学にも委託研究に出されているというふうに承知をしております。そういつた幾つかの研究の結果から一般的な事項を要約いたしますと、この液そのものは非常に水分率が高いといふか、ほとんど水分でございまして、そのままだに食べさせると、食べるというよりも飲んでしまうものですから、第一胃

を通過して直接第三胃に入ってしまうというふうなことで、せっかくの栄養が吸収できないというふうなことで、わらだとかビートパルプだとかバガスといったものにこれを吸着させて吸収がよくなるというふうなことで、それについてのかかり具体的なデータがいろいろ出ております。

それから、利用の仕方としては、特に喜ばれておりますのは、冬場の生草の欠乏する時期にこれを食べさせるといふふうなことでかなりの評価がされておる向きがございまして、若干の欠点といひましては、カルシウムとかマグネシウムを多く含んでおりますので軟便になり下痢になりやすいというふうなことがありますが、下痢になりやすいというふうなことは正しい使用法を守つていただくことと、そのための指導がどうしても必要になるといふふうなことが報告をされております。

なお、また、そういつた幾つかの利点にもかかわらず余り急速に普及しないという理由として、ましては、だんだん飼育規模が大きくなりまして、しかも農家の手が足りないというふうなことで扱いに手間がかかるというふうなことも一部あるようでありまして、これについては通産省の方で御研究になつておるいろいろな製造の仕方、施設等について私どももお互いに連絡をして内容を承知しておりますけれども、そういつたいまの試みが実用化されていけばかなり問題が解決されるのではないかとこのように考えております。

いずれにしましても、これは通産省と農林省とが両方ともそれぞれの得意な部分を發揮して連絡協調して技術開発を進めていく性格のものであるというふうなことを考えておりますので、今後そういう方向で進めてまいりたいというふうに思つております。

○飯田説明員 ただいまの先生の御指摘の点につきまして若干御説明させていただきますと思ひます。

私ども通産省のアルコール事業部といたしましては、実は、アルコールをつくる際の糖みつ発酵の廃液でございまして、これをわれわれはラク

ノールと呼んでおりますけれども、これの処理の問題で従来から非常に頭を痛めておりました、環境汚染の防止と、さらに進みましてはこれを何とか有効利用できないだろうかというふうなことで、たとえば肥料に使うとか、あるいは飼料に使うとかというふうなことで有効利用の方途をいろいろ検討してきたわけでございます。

そこで、初めに牛久の実験農場長をやつておられました斎藤先生の御指導を得まして、一般の酪農家に対してこのラクノールを供給いたしまして、その成果をすつと見守つてきたわけでございます。そして、日本農業研究所というところがございまして、その後このラクノールのサイレージした飼料の開発技術が進むに對應いたしまして、これにもわれわれとして全面的に御協力申し上げたわけでございます。

その結果、牛に対する効果といたしましては、粗飼料の嗜好性が非常によくなったという点ですとか、あるいは牛の体調が非常によくなつてくるというふうな効果があるということがだんだんわかつてまいりました。そのような結果に基づきまして、日本産業技術開発研究所で——これは先生も御存じと思いますが、ここで大規模な企業化のプロジェクトが進んでまいりまして、そのサイレージ飼料を使いまして、アルコール事業部の石岡工場というのがございまして、実は、ここで乳牛を四頭ほど飼つてみるとか、あるいはこのプラントに對しましてラクノールを供給するとか、そういうふうな形で研究に協力をしてきたわけでございます。

なお、また、別に東大の農学部の高橋先生に、「アルコール廃液の濃縮物添加糖みつ発酵飼料の価値に関する研究」というようなテーマで、四十七年以降ずつと研究費を出しまして研究委託をしてまいつたわけでございます。その内容といたしましては、飼料の消化という点に関連いたしまして基礎研究をお願いしてきたわけでございますが、その結果といたしまして、糖みつの消化率が非常に向上してくるという結果が出てきております。

すけれども、なお、その糖みつの消化率の向上のメカニズムというふうな点について若干不明な点もございまして、今後とも研究を進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、先ほど農林省の方からの話もございましたが、こういうふうな事業を進めてまいりますに当たりまして、農林省あるいは地方の酪農試験場というふうな関連の機関と十分協力してやつていかなければ実現できない問題でございまして、今後とも密接に連絡をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

○竹内(憲)委員 いまのお話のように、国内にそういういろいろな研究があるのだから、それをまとめて、総合して農林省でも取り上げてもらいたいということを特に要望し、通産省と農林省の機関が一緒になつてそれを進めるように特に要望します。

そこで、時間もありませんから、私ははいよいよ乳価の問題についてちょっとお尋ねをしたいのですが、原価が公表されないし、そしてまた配合も明らかにされないようなえさをやむを得ず使つて酪農家は営々として業を営んでまいりました。そこで、加工原料乳については四月の段階で一四・七%の値上がりをした。ところが、市乳については、生産者とメーカーが一緒になつて話をしるというわけで、私は、実は、五月十九日に七十五条によるところの質問書を出したけれども、これの回答には農林省は何ら手をかさないということだ。手をかすということになれば独占禁止法に違反するからやらないという。そして、三十日には全国の牛乳生産者が集まつて大会を開いて、あるいは時差輸送とかいろいろな形で社会問題に発展しようというときに、畜産は振興しろとか、価格の問題については、加工原料乳については法律があるから一四・七%上げたけれども、市乳については一切生産者とメーカーだけで話し合ひをして決めるとか、こういうふうなことではいかに責任がないじゃないか。先ほどえさの問題のと

きに農林大臣は、えさの問題については政府が仲へ入って指導するという話をしたが、乳価については一体いまままで何で黙って見ているのか。私に對する答弁はかなり長い文章でありましたけれども、文章の内容は何やらやらないということである。これは白紙に等しい答弁ですね。

これに対して、市乳については全然乳価は上げなくてもいいのか、任せ切りののか、この辺についてはどうなのか。これは農林大臣から答弁してください。

○安倍國務大臣 飲用向け乳価の決定については政府が行政指導をして引き上げを実現すべきではないかという御意見でございまして、これに對して政府は何もしないということを言っているのかどうかということですが、これはやはりいろいろと問題があるわけでありまして、当事者間で円満に解決することを期待して交渉の推移を見守っておるわけでございます。

問題は、飲用向け乳価は需給動向に即応しつつ当事者間の交渉により形成されることが望ましいと考えておるわけで、これは従来からも自主的な交渉によって決定をされてきたという経緯があるわけでございますから、私たちは、やはりあくまでも自主的に決定されることが望ましいと思っております。

また、価格指導を行った場合、これを契機として一斉に値上げが行われた場合に、共同行為として独禁法上も問題が出てくるわけでございまして、昭和四十二年に国民生活審議会からも価格指導を取りやめるよう要望が出されておるといふ点も配慮せざるを得ない。そういう点で、私たちとしては、あくまでも自主交渉によって価格が決定されることを期待して見守っておるといふのが今日の状態でございまして。

○竹内益委員 いままでも、たとえば四十七年の場合には、加工原料乳と市乳の値上り率は四三・七％あるし、それから四十八年においても六九％、四十九年は四〇％というようにずっと値上りをしてきているし、去年の場合でも最終的に

は農林省が仲へ入っているやうな決めたというところもある。これは一体どうしてそれをやらなくのか。それは、望ましい形は望ましいでしよう。しかし、酪農家は、末端の工場と、県でやれといつても、県の段階で話をしようとするれば、県の工場は中央でなければ話がでない。だから、結局中央の折衝になる。したがって、交渉権を委任して、中央では全権を委任された者が交渉してくる。こういう段階になってきて、だんだんだんだん中央交渉になる。県で知事が問題を持ってこなければ話をしないのだという話があるけれども、いままでできない状態にあるのでしよう。だから、そういうときに農林省が、行政介入というところが悪ければ何らかの形でそれを指導して、あり得べき方向にこれを持っていてやるのが至当じゃないですか。

○安倍國務大臣 先ほど答弁をいたしましたように、現在は自主的な交渉によって解決されることを期待して見守っておるわけでございまして、表立って行政介入するということになりましてと独禁法上の問題も起こってくるわけでございまして、従来、従来の経緯もあって私たちはこれを見守っておるわけでございまして、しかし、この解決が自主的にはなかなか不可能だ、むずかしいというふうな事態が起こってくるというふうなときには、行政介入という形では困難とは思いますが、一般的に言いますか、抽象的な形で指導するといふふうなことはわれわれとしても考えざるを得ないのではないかと思います。今日までの経緯等もありまして、抽象的な指導というふうなことはやはり考えなきゃならぬというふうにも思っておるわけでありまして。

○竹内益委員 この場合にもう一つ念を押すために言いますが、それではメーカーの方は一体赤字かという、たとえば雪印は一二・五％、森永が一一・一、明治が一二・六というように、ちゃんと決算は出ている。もうかつているのです。その乳業会社の労働組合員の賃金でも、アップ率は、要求に対して雪印が一五・五九、明治が一五・〇

八、森永が一四・五七というようにちゃんとみんな明確に出ている。それなのに、そこへ乳を運ぶ農民の乳価は抑えて、おまえら勝手にやれと言う。農林省、これでは余りにも農民に對して酷といふものじゃないですか。どうですか。

○安倍國務大臣 農林省は決してこれは上げてはいけないということじゃないわけであって、自主的な交渉の結果妥当な乳価が決まることをいねがっておるわけでありまして、農民、生産者の皆さんの再生産が確保されるような形で乳価が決まることを念願して見守っておるわけでございまして。しかし、どうしても解決できないときは、一般的な抽象的な指導というものはやはりしなればならぬだろうと思っております。

それから、乳業メーカーが利益を得ておるのじゃないかということですが、具体的にはそういう会社もあると思っております。しかし、これは飲用乳だけで利潤を得ているというだけでなく、て、一般的な乳製品その他で総合的な会社として利益を得ておるといふことも考えられるわけでございまして、しかし、私たちはただ無責任な形で勝手にやりなさいということではなくて、どうしても解決しないというふうな段階においては、これはやはり行政責任としての一般的な指導というものは入らなければならぬ、その時期を見ておるといふところでございまして。

○竹内益委員 そこで、今度は、生産者の乳価を上げるということになれば、メーカーは事業団の脱粉なりバターなりをもらって、水をうめて還元乳でこれをやるというところに当然なる。それもうすでに還元乳を準備するという形で新聞なんかに出ていた。こういうふうにしてやろうとしている。われわれが計算したところによると、そういう還元乳によって、不当利益といふことはいいか悪いかは知らないけれども、三十億円もかかるのではないかと計算され出ている。

そこで、これは厚生省にお尋ねしますけれども、四十七年の国会で飲用乳に対する附帯決議があつて、その附帯決議では、飲用乳は生乳對濃縮

乳の比率を七対三にして加工乳をなくす、加工乳を追放するということを決議している。満場一致で決議をしているけれども、これはもう六月十四日になればその期限が切れるわけだ。その間にどれだけ努力をしてどうなっているか。この点については厚生省はどうですか。

そして、また、農林省はこういう問題についてどういうふうな考えられているのか。業界はこれは邪魔くさいと言っている。こんなことはできないと言っている。業界は大変勢いのいい談話を発表している。そして、この問題でもしかりやらないければ、農林省はやはり業界の代表じゃないかということになる。えさについて業界の代表で、乳価の決定についても業界の代表で、水をうめるのも業界の代表だったら、農林省は農民のものじゃないかということになるので、これは一番初めに指摘したようなことがまた問題になりかねない。さあ、その辺で御答弁をいただきたい。

○岡部説明員 厚生省といたしましては、先ほど御指摘の四十七年の附帯決議の趣旨にのっとりまして、濃縮乳の規格化、加工乳の原料の限定あるいは微量栄養素の添加等の禁止あるいは表示事項の改善という前段のものにつきましては、すでに四十八年の三月に省令を改正いたしましたして実施いたしておるところでございます。

それで、先生の御指摘の後段の、特に加工乳の原料について、「生乳の混入割合を七十パーセント、原料は生乳と濃縮乳のみとする」ということでございまして、この問題につきましては、先生の御指摘のとおり、酪農行政との関連が非常に大きいものでございまして、現在農林省ともさらに協議を進めておるところでございまして、農林省におきまして現在検討中と承っておりますので、これらの結果を踏まえまして、さらに附帯決議の線に沿ひまして検討を進めてまいります予定にしております。

○澤邊政府委員 農林省といたしましては、牛乳は生乳をもつてまかなうのが基本であるという考え方に立っております。そのために、都市近郊地

帯では酪農がだんだん減少しておるといふことのために、飲用乳に必要な生乳を周辺で確保できないといふことのために、北海道、東北あるいは九州といふような遠隔地から東京、京阪神地区等に對しまして市乳を濃縮乳の形で輸送するといふことにつきまして種々援助しておりますが、だんだんその方向に向かつておりますけれども、現在のところ、そのような遠隔地からの生乳の輸送によつて飲用乳の原料を全部まかなうといふところまでにはまだ至っておりません。

今後さらに市乳化を促進するためにはどのような方策が考えられるかといふことにつきまして、現在、生産者、メーカーあるいは流通業者等関係者が集まつて研究会を昨年の末以来何回も続けております。近く中間的な結論も出していただけたらと思ひますので、それを持って先般の社務の決議に對します對処の仕方を決めてまいりたいといふように考へております。

○竹内(猛)委員 私の間時間はいくらもなくなりましたから、あとは島田委員に先ほどの質問を補足してもらいますけれども、この市乳の問題については、きょうは、この前の答弁書に對する不満もあるが、大臣が一定の時期にそれなりに手を加えるといふような意味の答弁もあつたわけだからこれを了として、この問題についてはいずれまた改めて質問することにします。特に社務の決議の問題についても、今度事業団の参考人などと呼んでこの問題についてはしっかり討議をしたいと思ひますから、それぞれ準備をしておいていただきたといふことを要望します。そして、当面三十日に大会があつても混乱をしないように、そういう混乱を避けるために一刻も早く農林省でも手を差し伸べてもらいたいといふことを要望して、島田委員とかわります。

○滋谷委員長 島田琢郎君。

○島田(琢)委員 先ほどの竹内委員の質問の中にありました免稅輸入トウモロコシの問題について、若干関連してお尋ねをいたします。

一つは、この免稅トウモロコシはいま一年間に

何トン入つてきていますか。それから、先ほどの御説明にもあつたように用途が明らかになつてゐるわけですが、そのための措置として魚粉添加をしてゐるが、この魚粉は何%加へてゐるのか。その場合の魚粉の種類は何なのか。さらに、これは二種混といふわけですが、トウモロコシの性質がかなり変わつてくるわけですが、その場合の養分にしても、あるいはたん白質にしても、相当の変化を来してゐると思はれますが、これらについてはどういふふうな調査をしてゐるのか。

以上四點についてお尋ねします。

○澤邊政府委員 免稅のトウモロコシの数量でございますが、配合飼料用のものは全部免稅になつております。ちよつといふ手元に詳しい数字を持っておりませんが、約六百万トン免稅にされておるわけでありませう。

それから、二種混合飼料に魚粉をまぜておるといふ場合の混入率でございますが、五%以上といふことでございます。

それから、その種類でございますが、魚の種類まではちよつとわかりませんが、たん白含量が三%以上のものを混入いたしております。

あとはちよつと聞き漏らしましたが……

○島田(琢)委員 関連質問ですから、時間が余りありませんから詰められませんが、つまり、私が心配なのは、魚の種類が非常に心配なんです。いま言われたように、たん白三%以上といふことで指導がなされてゐるようですが、先ほど議論がありましたが、魚が特に養殖がだんだん進むに従つての食べさせるえさといふような問題も午前中に提起をされておりました。こういう添加をする魚の種類といふものは非常に気をつけなといふ、それ自体問題になる。安全性を欠くといふようなものが混入されていく危険性が十分ある。しかも、六百万トンにも及ぶ二種混でありますから、この魚の種類といふものは大変気を使わなければならぬものであります。その点を突は竹内委員から質問をしていたのでありますが、明確でなかつたものですから私の方から重ねてお尋ねを

してゐるのです。

いまのお話の中では詳しいデータがいまいちとお話ですが、これはきょうは時間がありませんので、後ほど資料でも出していただきた。この魚粉の種類と、そしてそれはどういふ経路をたどつて入つてきてゐるのかといふこと。ういうチェックがなされてゐるのかといふこと。三%以上のたん白を持つておればどんな魚の種類でも結構だといふふうな野放しの状態になつてゐるのか。飼料の品質といふ問題については非常に重要な関心を払わなければならない部面ですから、これを明確にしておく必要があると思はれますので、以上を私から資料の提出を委員長に求め、この質問を終わります。

○滋谷委員長 資料の件は了承いたしました。

津川武一君。

○津川委員 昨日わが党の中川委員から、飼料原料の配合割合を表示することを義務づけるようにといふ質問をし、要求をしたのですが、農林大臣はこれに對しては答へを逃がした。否定した。まことに遺憾でありますので、抗議をしながら、そういうことをするように強く要求する次第でございます。

〔委員長退席、今井委員長代理着席〕

きょうは、改正案の一番の重点の一つの安全性の問題について、人体の健康を保持するといふ立場から、添加物の中の抗生物質を中心に質問をしてみます。

一つの問題は、抗生物質全般についてであります。私たちが日本人の平均寿命はいまかなり伸びました。それの一つの原因としては、抗生物質ができて、ストレプトマイシンなどを使うことができたことによつて肺結核からの死亡がかなり減りました。もう一つは、ペニシリンなどによつて急性肺炎で死ぬこともかなり少なくなりました。いまときどき新聞に出てゐる佐藤榮作さんの末期の症状においてもかなりの抗生物質が使われてゐると思ひます。私たちが日本人の健康を守る上において、抗生物質は宝だと思ひます。このために私

たちはあの昔に見たようなひどい淋疾も見なくなりましたし、梅毒も抗生物質でかなり安全に治療できるようになりました。この抗生物質は私たちの人生にとつては何としても宝物で、これはいまの私たちの世代だけでなく、末永く世界の人類が享受すべき宝物だと思ひます。

ところが、この宝物もストレートにいい点ばかりではありません。その一つは、食べたものやいろいろなものやわれわれの体に残留する。この残留した抗生物質がわれわれの体にある一定の感作状態に置いて、その上に同じ抗生物質を使えば、たとえばペニシリンショックといふ形で死んでしまふといふ状態もこの宝の抗生物質にはござい

ます。

第二の問題は、抗生物質によつて撲滅するばい菌が、抗生物質を使うことによつてそれに抵抗する。そこで抵抗性を獲得する。これを耐性と言ひます。この耐性を持った菌が私たちのところになり出てまいりました。かつて赤痢はスルファミン剤で簡単に治つたが、いまは赤痢はなかなか治らなくなつた。ジフテリアも抗生物質で簡単に治つたが、いまはジフテリア菌が抵抗を覚えてなかなか治らなくなつた。あの淋疾も簡単に治つたのですが、このごろは抵抗ができて、ひそんで陰湿な形で淋疾がわれわれのところに来ておる。

抗生物質といふものはそういう性質を持つております。したがって、私たちの世代にむやみやたらに抗生物質を使つて、次の人類の世代で抗生物質が役立たないような耐性をつくつてしまつたら大変なことになります。抗生物質を扱う立場は、いまの世代だけでなく、人類相当永きにわたつてやらなければならぬ。かつてノアの洪水で人類が絶滅した。われわれがいまむやみやたらに抗生物質を使つて、そのためにすべての菌に抵抗ができて抗生物質が効かなくなつた世の中ができたかどうかといふことも考えられるわけでありませう。

こゝういふ立場から言ふならば、抗生物質の使用は、人類の健康、われわれの福祉、これが第一の重点でなければならない。一時の便宜が得られる

ためにむちゃなものを使つてはいけません。末永い人類の将来のために保存しておかなければならぬ。こんな立場が私たちの立場なんですが、この点について、抗生物質に対する見解を厚生省からまず伺わせていただきます。

○石丸政府委員 抗生物質とわれわれ人間の健康との関係のことでございますが、ただいまの先生の御指摘のように、二つの面から抗生物質の使用は厳重な管理を行わなければならないと思うわけでございます。

まず、第一は、アレルギーとしての作用の問題でございます。こういった物質がわれわれ人体の中に入りまして感作作用を起こすという問題でございます。そういう意味において、われわれの環境からこういった抗生物質をできるだけ排除していくということが必要ではなからうかと思っております。

第二番目は、そういった細菌の感染によりましてわれわれ人間の健康が阻害された場合の治療上の効果を期待するという観点からの問題でございます。まして、ただいまの先生の御指摘のように、変異原としての作用として耐性菌の発生の問題があるわけでございまして、われわれ人間の健康を守つていって、しかもそれが抗生物質による医療の効果を期待するために、この耐性菌の発生をできるだけ防いでいくということが必要ではなからうかと思っております。

○津川委員 農林大臣、家畜のえさの中に抗生物質が入つておること、また成長ホルモンなんかで使われておること、そのためにたくさんいいことが出てきたということは私も承知しておりますけれども、大臣としてはいかがですか。抗生物質を見る目、使う目についての第一のポイントは、いま厚生省の環境衛生局長が話したような立場が必要かと思うのですが、大臣、これはどう考えますか。

○安倍国務大臣 津川さんは科学者ですから、私が申し上げる点も満足なさるかどうかわかりませんが、一般的な常識論として述べさせていただきます。

抗生物質は人類の宝であるといえますが、今日まで人類の寿命が延びた一つの大きな原因にもなつておると私も理解しております。この抗生物質を畜産の飼料添加物にも微量に使つておることは事実でございます。それはそれなりに意味があると思うわけですが、しかし、いま厚生省からもお答えをいたしましたように、耐性菌が発生する問題については、これは十分考へて抗生物質の使用は行わなければならない。したがつて、畜産における飼料添加物に対してもなるべく抗生物質は使わないようにする。使う場合においても、ごく微量で最も合理的な方法で使うべきであつて、特に、耐性菌の発生については十分これを阻止するように、検討いたしますが、研究をしていかなければならない、と、こういうふうに私は理解をいたすわけであります。

○津川委員 まさにそのとおりで、私も、厚生省とも農林省ともそういうふうにしていきたいと思つております。

ところが、最近、抗生物質を畜産場で使う量が物すごくふえている。昭和四十六年に、金額にすると六億円。これは四十四年、四十五年と急激にふえ始めてまいりまして、三十七年の一〇〇が、四十四年で言うならば四〇〇、四十二年で言うならば七〇〇、四十四年で言うならば一〇〇〇、四十四年で言うならば一四〇〇、十四倍。四十一、二年から急激にふえ始めているわけでありまして。大臣がいま言ったような配慮で使つていなければよろしいかと私も思うのですが、この急激にふえた原因を農林省は何と考へておるか、この急激にふえたことに對してどんな処置をしてきたか、この点を答えていただきます。

○澤邊政府委員 家畜の飼養規模が非常に大きくなり、また集团的に飼うようになり、また鶏の場合で申し上げればケージ養鶏とか、あるいは豚の場合でも非常に密飼いをやるといふように、昔の飼養形態からずいぶん変わつてまいつております。いわば人為的にコントロールされた環境の中で飼うということになりますといふものとストレン

スが出たり損耗が出るといふこと、あるいはまた、一たん疾病が発生いたしますと大きな被害が発生するといふような心配もございまして、配合飼料の複雑化、多様化とともに飼料添加物が各種使われる。その中で、抗生物質につきましては、主として成長を促進するとか、あるいは家畜の生理機能を抑制するやうな細菌を抑えるとか、あるいは有益なる細菌の活動を促進するとかいふようなことを通じまして、飼料の効率を上げ生産性を上げるといふことのために急速に使われるようになってきておるわけでございます。

ただ、これは適正な使い方をしないと、家畜に對する悪影響はもとより、畜産物を通じて人体に對して非常な影響を及ぼすといふこととございまして、四十五年に飼料添加物の公定書というものを定めまして、製造、使用の基準あるいは成分の規格等を抗生物質につきましても定めて、行政指導によりまして規制をいたしておるわけでございます。いろいろ問題が出ました際、これまで出ておりますので、なるべくそれを使用しなくて済むようにといふことで、まず、家畜の飼養環境をよくしていくといふことのために、消毒だとか、清潔の保持だとか、あるいはふん尿の処理を適切にするとかいふようなことを指導しておりますが、それらを通じて、なるべく使わなくて済むようにといふ方向に持っていきたいといふふうには考へております。

ただ、現状におきまして、いま直ちに全面的に使用をやめるといふのは種々問題がございまして、縮小の方向で——特に、先ほど先生が御指摘になりましたやうな耐性菌の問題等については重要な問題でございまして、人畜共通の抗生物質につきましては特に十分に見直しを行ひまして、できるだけ減らすといふ方向で努力をしたいといふふうに考へております。

○津川委員 公定書での昭和四十五年の指導というのは後でまた問題にするとしまして、きのうも問題になりました有吉佐和子さんの「複合汚染」では、人間の健康よりも畜産の経済を中心に考へ

ているといふことでございしますが、現に皆さんのところの農林省動物医薬品検査所の二宮幾代治さんが薬剤耐性菌に関するシンポジウムに参加しております。この主催者側には家畜の耐性菌研究会ですが、この資料は「獣医畜産新報」のナンバー六二、三の昭和四十九年九月十五日号ですから、まだ新しいわけですね。ここで、なぜ抗生物質を使うかといふことに対して、いま局長が言われたやうに「このやうな需要増は家畜数の増加と並行するといふのではなく、畜産経営様式と深い関係をもっている」と言っている。そして、「関係者の深い注意を要する」と言っているが、こういう意味の文獻は皆さんの文章の中にとりまして見られるわけですね。いま、方向としてはできるだけ少なくしていくといふ方向だといふ話だったが、皆さんの文章の至るところにこういうことが散見されるわけですね。大臣、こういう考え方が農林行政の中に浸透しているわけですね。

この考え方を私に託させて、健康第一に、そして差し支えない範囲で抗生物質を添加物として使うといふ考え方にいま転換していると思つたのですが、思つたならば、これらの印刷されている物にすでに表明されている見解を直していく必要があると思つたのです。一気にはできないでしょうが、いかがでございますか。

○安倍国務大臣 飼料添加物をなるべく使わないといふのが原則でなければならぬと思つておりますが、畜産の状況は御存じのように、最近飼養形態といふものが非常に大型化をしておるわけであり、あるいは集団化をしておるということでありまして。したがつて、一たん疾病が出れば大変な損害を生産者も受けるということになるわけでございまして。ですから、これを防ぐといふ意味におきまして、飼料添加物、その中における抗生物質等も使わざるを得ないといふ面もあるわけでございまして、畜産の振興をして国内の畜産物に對する需要を賄っていくといふやうな立場からすれば、飼料添加物をいま一遍になくしてしまうといふことはなかなかむずかしいと思つた。

ただ、使用場合においても安全性は確保しているという点が必要でございますが、需要に応じた生産を確保するという面からすれば、抗生物質を一切使わないとか、あるいは飼料添加物を使わないというのを一遍にやることは必ずしもいいのではないだろうかと私は思うわけであります。畜産につきましても、安全性とともにあわせて経済性というものも要求されるわけですから、何も、農林省が経済性だけを重んじて安全性を無視しておるということでは決してないわけではあります。

有吉佐和子さんの小説にそういうふうなことが書かれてあつたという点ですが、私は、そういうふうなことを農林省は言っておるわけではないと思ひます。安全性と同時に経済性というものがあつて重要であることは、畜産の振興ということとを考へるわれわれの立場からすれば当然であらうと思ひますが、しかし、安全性の確保についてはさらに力を注いでいかなければならぬ、そういう点で今日の法改正をお願いしておるということでございますので、その辺はひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○津川委員 有吉佐和子さんのものはフィクションだから、小説だから、お互いに余り問題にしないようにしてもいいと思ひますが、ただ、大事なことは、皆さんの農林省の幹部の著作の中に、意見の中にそれが出てきている。これはびっくりしたのだが、「転機に立つ日本畜産の将来」というのを見たが、局長が序文を書いているのです。そして、官房審議官の松本さん、畜政課長の角道さん、畜産経営課長の白根さん、家畜改良課長の堀さん、以下十何名が論文を書いて、これを流れる思想がやはり経済性なんです。私はびっくりしたのです。大臣の言うとおり抗生物質も役割りを果たしているから、使うなどは私は言っていないが、しかし、第一義的なものは、大臣がいま答弁したようにわれわれの健康という点で考へる。そして、それを第一義にして、使用場合にはこれこれに注意して使えと書いてくれれば私は質問しなくてもいいのですよ。まだこの思想は流れてい

る。したがって、今度の法改正において、思想的に、指導的に、原理的に、この片内の大勢を少し修正していく必要がある。これが一つの問題。

第二の問題は経済性の問題ですが、鶏をいままでは千五百羽飼つておつた。今度、三十万、五十万、七十万、百万と一遍に感染が起きたら大変なことになる。こういう点で抗生物質の使用は必要だと私も認めます。だが、大臣、皆さんの方の資料の「飼料添加物公定書収載品目の適応・用量一覧表」というのを見て私はびっくりしました。この中の「ひな」「鶏」「ほ乳期子豚」「子豚」「若豚」「豚」「ほ乳期子牛」という欄を見て、何が書いてあるかというところ、そういう疾病の予防用としては書いてないのです。全部成長促進用として書いておる。こういう考へ方が皆さんのところに出ておるのです。しかも、この中で、オキシテトラサイクリンは、哺乳期子豚の成長促進、哺乳期における生産性の低下の防止、子豚の成長促進、若豚の成長促進、哺乳期子牛の成長促進、哺乳期における子牛の生産性低下の防止、それから幼齡牛、若い牛の成長促進、と、こういうことですね。このオキシテトラサイクリンというのは、いま日本で一番耐性ができてしまつてゐる菌なんです。これはわれわれが下痢菌なんて言つて、すねにばい菌がくつて皮膚病が出て、緑の色がついてくる病菌なんです。あれなんかこのオキシテトラサイクリンが何よりも効くんだよ。しかし、こういう形で全的に使われてしまつたら耐性ができてしまつて、このころはあんまり効かなくなつてやつたのよ。このころは非常に大事ななかで、それで、これを見るかという形にして効能書きを書いている。したがって、ここまでは少し耐性ができるから注意して使えなどという言葉は残念ながら出てこないんだね。

そこで、大臣、繰り返さういふだけけれども、今度の法改正については、私たちはその意味において後で修正案も出さうつもりでございますが、不十分なところもあります。賛成なんです。賛成であるがゆえに大臣の指導方針について、この考

え方を聞きたいわけなんです。私は使うなと言つていませう。効果がありませんからね。この点について大臣の本當の気持ちを聞きたいのです。これが変わるのか――まあ、変わったんだらうね。提案したんだから。そこいらをもう一回明らかにしていただきたいと思ひます。

○安倍国務大臣 基本的な考へ方については先ほども御答弁いたしました。やはり、畜産を振興して国内の需要に対応していくという、いわゆる食糧の自給力を確保しなければならぬという一つの大きな農林省としての役割りがあるわけでございます。同時に、また、いま問題になつておるわす安全性を確保していくという二つの面があるわけでございます。この安全性とともに、これらの畜産の振興法というものをあわせて図っていく、この調和をとりながらこれからの行政を進めていくということが私たちの基本的な考へ方です。特に、安全性の問題につきましても、法改正をお願いをしておるということは、いろいろ問題が出てきておることに対処をして、これから積極的に行政として対応していくという決意をいたしておるわけでありま。

○津川委員 まだ納得がいけない問題があるのです。五十万羽、七十万羽とおつて、一羽に伝染病が出てくるとすぐ広がる。これは抗生物質でやる手が一つの方法だが、もう一つは、大臣、養鶏場を無菌にするということです。そうすると一発で決まる。無菌だと、もともとないんだからね。私も大臣から科学者だと言われたが、まだ国会に来る前に少し研究室におつたこともあつて、無菌的な形で子供を育てようとしてやつたら、大変費用がかかつて、これは追いつくものでも何でもありません。いま、無菌的にやることは、と、私は言つたけれども、しかし、その方向が一番正しい。その方向にあるものは何かという、鶏や豚を飼うこと、その環境の整備、このところに偉大なる努力が向いておつて、そして成長ホルモン剤として使うんだというんだつたら私も納得いくけれど

も、この無菌を目指すようなかっこうの環境の整備をするという点で手落ちがあつて、いきなり簡単に抗生物質に頼るのはいまの安倍農政じゃないか。そして、安倍農政の前の農政じゃないか。これが歴代続いた農政じゃないか。そこらあたりはぜひ考へていただかなければならぬ問題でございます。この点はいかがでございますか、農林大臣。

○澤邊政府委員 御意見のように無菌状態にできれば理想なわけでございますが、そこまではなかなか一氣にまいらないというところでございませう。飼養環境をできるだけ改善していくということとは基本的には一番重要なことではないかというように思ひます。このためには、消毒の励行をしたり、あるいはふん尿処理を適正に行つたり、あるいは清潔を保持したり、あるいは害虫を駆除したりというふうな各般の対策が必要になると思ひます。

われわれといたしましてはそのような点に最近力を入れて、家畜保健衛生所等を中心にした指導しておるところでございますが、今後そのような環境を改善するという考へ方を農家にも持つていただくように衛生思想の普及を図るということとあわせて、一層強化する。それが、先ほど申し上げましたように、できるだけ使わな

くする基本的な前提であるということはお指摘のとおりだと思ひますので、今後一層努力を強化してまいりたいというふうに思つております。

○安倍国務大臣 いま局長が申し述べましたように、私も、何でもかんでも薬で解決するということなり方はやはりいいことではないと思ひます。安全性の問題が非常に重視されておる今日でございますから、農林省としても、飼養の環境を整備していくという点に対しては今後とも積極的に取り組んでいくということが正しい方向じゃないだろうかと思つております。予算関係の問題もありましてなかなか一挙にはいかないと思ひますけれども、こういう方向で積極的な努力は続けていきたい、こういうふうに思ひます。

○津川委員 農政についてはわれわれも責任があ

人間の食べ物には抗生物質は厚生省が厳重に禁じているのです。したがって、私たちの食べるものには入っていない。動物の食べるものにはたくさん入っている。これが残留しないかという問題であります。これは残留していると大変なわけだ。そこで、残留していないか、われわれが食べる肉に、卵に、牛乳に抗生物質が一滴もないか、この保証はどこにあるかという問題です。これはどなたでも結構です。

○金田説明員 現在、抗生物質につきましては五日間の休養期間を設定しております。これは畜産試験場、都道府県の試験場その他の実験によりまして、残留期間が二日程度で最大の投与量でも消滅するというふうなデータに基づいております。したがって、現在の常用量でございますと、瞬間的に残留は消滅するというふうなデータが出ております。

○津川委員 そうすると、抗生物質は豚や鶏の口を通じて入っておりますけれども、われわれの食品とするときには五日前からその服用を禁止しているから、その五日の間に、二日で抗生物質はなくなってしまうというから人間には大丈夫だ、と、こういうわけでございますね。

○金田説明員 そのようなデータになっております。

○津川委員 その点で、私は、農林省の技術陣営が一生懸命やられた報告書を見て非常に感心しております。いわゆる吉田レポートと言われるものとかいろいろの問題で、吉田実、星井博、米沢昭一、中村久、山岡良三という人たちの他の論文を拝見しましたが、これは非常によく出ておりますし、欧文にもなって紹介されておる。吉田さんに至っては、さらにかなり解説的な、非常に熱心な、「畜産の研究」という昭和五十年一月の文献もある。私は、これを拝見しておりまして、皆さんの御努力のすぐれておることに、また、その業績のすぐれておることも感心しておる一人でございます。本日に御苦労さまです。

つ人たちのグループの試験研究、これだけでは真理とならない。まして、私たちの健康を保持するものだから、真理以上に絶対的なものでなければならぬ。これは追試を受けなければならぬ。どなたか別な人が同じ条件でやって同じ結果が出たということになってくるとわれわれ国民が安心できる。したがって、こういう意味での皆さんの御努力がだれかに追試されておるか、追試の結果があるか、このことを教えていただきたい。

○金田説明員 四十五年に公定書をつくりました際に、科学飼料協会に依頼しまして同じような実験をやってもらっておりますが、その際のデータでもやはり残留性はないというふうになっております。それから、もう一つ、欧米の規制を見ますと、二日ないし三日間の休養期間ということになっておりまして、その間で消滅するというふうな認定をやっているように見られます。

○津川委員 業者がやってくれたと言っているが、去年の九月に出ている「転機に立つ日本畜産の将来」という本の中で澤邊局長が序文を書いています。「本書は、畜産業界の指導的立場にある方々や畜産行政、試験研究部門の第一線にある方々の執筆になるもので、我国畜産業の当面する問題の分析や指摘、提言等は畜産に關係する方々にとつて裨益するところがあるものと思われ、關係者の一読をお奨めする次第であります。」と言っている。実にりっぱです。これは御存じでしょう。

○澤邊政府委員 もちろん、存じております。○津川委員 この中に、農林省畜産局衛生課長、農学博士信藤謙蔵さんの論文があるんです。ここには何と書いてあるかというのと、「そのデータは自社試験の他、必ず公正中立な權威ある機関の追試が必要であることが定められている」と書いてある。この追試をやらなきゃいけない。農林省の皆さんの、いまのベテランのやられた仕事、外国の文献がどうであつたじやなくして、これだけいい仕事をしてくれているんだから、これは非常に

大事で、この体制を進めなきゃならぬが、このお仕事をだれかがずばり追試してくれるとわれわれは安心できる、こういう意味なんです。この追試がやられているかどうか、重ねてお答え願います。

○山本説明員 ただいま先生からお話しのございました信藤氏の論文でございますが、表現がいささか事実と違つておりまして、私も動物用医薬品の製造承認に当たりましては、必ずしも追試を必要といたしておりません。しかし、安全性の問題に關しましては、吉田実氏の研究と同時に、私どもの方の動物医薬品検査所におきまして、ほぼ同様な水準の試験を実施しているところでございます。

○津川委員 いまの課長の発言だけでも、せっかく推薦すると局長が書いているその本がだめなんでしょうか。追試が必要でないと言いが、今度六月三日に参考人として大学の専門家に來ていただきます。私は、学問として成立する基礎の問題として追試のことをお伺いします。そこで追試が必要であると言ひましょう。そのときにもう一回この議論をやりますから時間を残しておかなきゃならぬので、いまここで余りやると時間が詰まりますのであれですが、追試はぜひやらなきゃならぬし、必要である。追試されて初めて私たちは安心できる。

そういう立場から言うならば、現に皆さんの東京芝浦食肉衛生検査所で屠殺場に持ち込まれた病気の牛、豚、鶏を解体してみたのですが、いま言われたように五日過ぎている。そうしたら抗生物質が残留しておつたということ、ベニシリンで六六・七七、それからさっき言つたオキシテトラサイクリンで二六・七七、ジヒドロストレプトマイシンは何%になっておりますか、パーセンテージは出ておりませんが、現に残留しているんです。だから、追試が必要なんです。これは病気のあれだったけれども、しかし、食肉として屠殺場に持ち込まれたものを検査したら病気があつたのだ。それをやってみたら抗生物質が残留している

のです。したがって、これは追試する必要があります。こんな状態なので、食品としてわれわれのところへ回つておる豚肉、鶏の肉など、一度残留があるかないか調べてみる必要になつてきたと思うのですが、厚生省、いかがでございますか。

○岡部説明員 東京都で調べましたのは、ただいま先生も御指摘になりましたように、病畜を治療したということが明らかなのデータのデータでございます。先ほど御指摘になりました抜き取り検査の問題でございますが、これは一般の食品等におきましても通常収去検査等を行つておるわけでございますが、通常のものから特に抗生物質が検出されたという報告は受けておりませんが、今後さらにこういう問題を踏まえまして検査ということを重点的にやらせたいと考えております。

○津川委員 まだもう少しあるんだけれども、時間がないから……。その次は、抗生物質の耐性の問題です。人畜に共通の問題で、動物に耐性ができると、それがまた人間に來てしまつて大変なことになる。

（今井委員長代理退席、委員長着席）そこで、時間も來たので簡単に進めますけれども、皆さんのところの「ナショナル・インスティテュート・オブ・アニマル・ヘルス」という、一九七四年スプリング、ナンバーワン、ボリューム十四のものの中で人畜共通の菌の耐性を調べた。サルモネラ菌ですね。そうすると、鶏で五四%、豚で六四%、牛で四三%、これだけ耐性菌が出ておる。サルモネラ菌というのは食中毒なんです。これから、はやる。食中毒が來たときに抗生物質で抑える。だが、これがきかなくなつてしまつてくる。こういう耐性の問題が出てきているわけなんです。先ほど話したとおり、私たちの長い人類生活の中で、サルモネラ菌という急激な症状が来るもの、死亡者も出ることのある食中毒について、抗生物質を保存しておかなければならぬ。これから抗生物質の認可をするときに、これは農林省だけ

で認可をしないで、こういう点は厚生省と協議してこれから認可する必要がありますが、この点はどうか考えますか。

私たちは、この点で、これからやるときには厚生大臣と農林大臣は協議するという条項をこの法律の改正案に修正案としてぜひ出したいと思っている。こういう気持ちもあるわけなんです、いかがでございますか。

○海邊政府委員 飼料の添加物を新たに指定します場合、あるいは基準、規格を定めます場合には、改正案の二十二条に基づきまして、厚生大臣は農林大臣に対して意見を提出することができることになっております。

これは法律上のことでございますが、われわれといたしましては、当然農林省から積極的に御意見を厚生省に伺って、協議をして、一致したところで実施をするというような運用をやってまいりたいというふうに思っております。

○津川委員 必ずやりますか。必ず厚生省と協議しますか。

そこで、私たちは、必ず協議しなければならぬように農林大臣と厚生大臣の協議ということを決めよう、修正しようと思っているわけだ。必ずやるというならおれたちの修正も考えなければならぬのですが、農林大臣、そのところはどうかでございますか。

○安倍国務大臣 いま局長が答弁したとおりでございます。

○津川委員 農林省の答弁を聞いて、あと十分残してありますので、きょうはこれで終わります。

○澁谷委員長 次回は、明二十九日木曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十五分散会